

(藤井俊男君登壇、拍手)

○藤井俊男君 ただいま議題となりました「法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案は、本州四国連絡橋公団の危機的な財務状況にかんがみ、同公団の債務の負担の軽減を図るため、平成十五年度において緊急に講すべき措置として、当該債務の一部を国の一般会計において承継する措置を講じようとするものであります。

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、「法律案を一括して議題」とし、参考人から意見を聴取するとともに、本州四国連絡橋公団の財務状況の悪化の原因とその責任の所在、同公団の財務状況の改善のための経営努力の内容、一般会計が承継した債務の償還に自動車重量税の収入を充てることの是非、一般旅客定期航路事業に与える影響及びその緩和のための国への支援措置、高速自動車国道ネットワークの早期完成に対する国の責任、道路関係四公団民営化推進委員会の意見書に対する対処方針、高速自動車国道を民間会社に帰属させることの是非など道路関係四公団の民営化に当たっての注意事項、新直轄方式による高速自動車国道の採択基準と事業費の算定根拠、同方式導入に伴う地方政府に対する財政措置、日本道路公団の経営合理化と関連企業への発注及び天下りの是正その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より「法律案にそれぞれ

れ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、「法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、「法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票開始

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

両案の賛否について、投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票開始

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るために、保険会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、生命保険業界の現状と将来の展望、生命保険契約者保護機構に対する政府補助を行際の考え方、生命保険の予定期率引下げ問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本共産党を代表して池田幹幸委員

より反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第五 法科大学院への派遣に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第五 法科大学院への派遣に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○魚住裕一郎君 登壇、拍手)

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○議長(倉田寛之君) 大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申します。

本法律案は、法科大学院における教育が実務に必要な法律に関する理論的、実践的な能力を涵養するため、國の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を教授、助教、教授その他の教員として法科大学院へ派遣することに関し、大学院設置者からの派遣要請、給与の支給等について所要の事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、法科大学院に対する公的財政支援及び奨学生の拡充の必要性、法科大学院の全国適正配置と実務家教員の確保、派遣教員の人選等における大学の自治の尊重等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 次に、農業災害補償法の一
部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

一百二十
一百三十

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第一〇 雇用保険法等
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員
長金田勝年君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔金田勝年君登壇、拍手〕

○議長(倉田寛之君) ただいま議題となりました法律案
につきまして、厚生労働委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票総数〕

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢の下、
経済社会の構造的変化に対応し、雇用保険制度の
安定的運営を図るため、求職者給付の見直し、就
業促進手当の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用
継続給付の見直し等を行うとともに、失業等給付
に係る保険料率の引上げ等を行おうとするもので
あります。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢の下、
経済社会の構造的変化に対応し、雇用保険制度の
安定的運営を図るため、求職者給付の見直し、就
業促進手当の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用
継続給付の見直し等を行うとともに、失業等給付
に係る保険料率の引上げ等を行おうとするもので
あります。

委員会におきましては、給付の見直しの影響と
その財政効果、就業促進手当の意義、施行期日の
妥当性、若年者雇用の現状と対策強化の必要性等
について質疑を行うとともに、参考人から意見を
聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて
御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主
党・新緑風会を代表して今泉委員より反対、自由
民主党・保守新党及び公明党を代表して沢理事よ
り賛成、日本共産党を代表して小池委員より反
対、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森委
員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して田
委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられま
した。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。
なお、本法律案に対し附帯決議が付されており
ます。——これより採決をいたしま
す。本法律案に対する御報告申し上げます。(拍手)
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま
す。

○議長(倉田寛之君) 本法律案は多数を
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

出席者は左のとおり。
○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたし
ます。午前十時二十八分散会

議員	議長	副議長	本岡 昭次君
大江 康弘君	渡辺 孝男君	森 ゆうこ君	森 博之君
山本 番苗君	遠山 清彦君	高橋紀世子君	高橋紀世子君
平野 達男君	中島 啓雄君	尾辻 秀久君	尾辻 秀久君
沢 たまき君	岩本 荘太君	宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君
岩本 加藤修一君	佐々木知子君	福本 潤一君	福本 潤一君
加藤 修一君	田村 季昭君	森下 博之君	森下 博之君
中島 啓雄君	山下 栄一君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐々木肇君	森下 博之君	森下 博之君
岩本 岩本潤一君	田村正和君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	森本 晃司君	森下 博之君	森下 博之君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	森下 博之君	森下 博之君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
廣野 ただし君	入澤正良君	高野 博師君	高野 博師君
岩本 岩本潤一君	木庭健太郎君	高野 博師君	高野 博師君
福本 潤一君	山崎 正昭君	高野 博師君	高野 博師君
加藤 修一君	佐藤訓弘君	高野 博師君	高野 博師君
中島 啓雄君	入澤正良君</		

官 報 (号 外)

平成十五年四月二十五日

参議院会議録第一一十号 議長の報告事項

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

厚生労働委員	児童の権利に関する条約第四十三条の改正(千九百九十五年十一月十二日に締約国の会議において採択されたもの)の受諾について承認を求めるの件(閣法第一号)	辞任
農林水産委員	農林水産委員会(第二項ただし書の規定によるもの)の規定期定によるもの	補欠
経済産業委員	経済産業委員会(第三項の規定によるもの)	補欠
国土交通委員	国土交通委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
環境委員	環境委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
国家基本政策委員	国家基本政策委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
予算委員	予算委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
決算委員	決算委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
内閣委員会	内閣委員会(第二項ただし書の規定によるもの)	補欠
理事 吉川 春子君	理事 吉川 春子君(吉川春子君の補欠)	補欠
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。ある。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	補欠
高自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書	保険業法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	一、委員会の決定の理由
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案(閣法第一一〇号)審査報告書	国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。	
電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)(衆第一六号)	別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書	一、費用
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一二号)審査報告書	別に費用を要しない。
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)審査報告書	
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第六三号)	雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書	
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	第五四号)審査報告書	
電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)(衆第一七号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。	一、委員会の決定の理由
同日議長は、次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。	アユ冷氷病に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第二二六号)	この議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。
公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一二号)	農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書	一、委員会の決定の理由
同日委員長から次の報告書が提出された。	第五四号)審査報告書	この議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)審査報告書	同日議員から次の質問主意書が提出された。	一、委員会の決定の理由
本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案(閣法第一七号)審査報告書	アユ冷氷病に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第二二六号)	この議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。
参議院議長 倉田 寛之殿	右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	一、委員会の決定の理由
外交防衛委員長 松村 龍一	右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	この議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。
国際民間航空機関の総会は、	国際民間航空機関の総会は、	一、委員会の決定の理由
一千九百九十年十月二十五日にモントリオールにおいてその第二十八回会期(臨時)として会合し、	一千九百九十年十月二十五日にモントリオールで署名された議定書	この議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員の数を増加するため、国際民間航空機関の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協定を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

官報(号外)

一層多くの締約国が代表されることによってより良い均衡を確保するために理事会の構成員の数を増加することが多數の締約国の希望であること留意し、理事会の構成員の数を三十三から三十六に増加することが適当であると考え、このため、千九百四十四年十一月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、
「第五十条(a)第二文中「三十三」を「三十六」に改める。」

を承認し、

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、
「第五十条(a)第二文中「三十三」を「三十六」に改める。」

を承認し、

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 議定書は、総会の議長及び事務局長によつて署名される。

(b) 議定書は、国際民間航空条約を批准し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておく。

(c) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。

(d) 議定書は、百八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(e) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(f) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を直ちに通報する。

(g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約

國が国際民間航空機関に批准書を寄託した日によつて、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会のものとし、同機関の事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百九十年十月二十六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておるものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十一月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証原本を送付する。

千九百九十年十月二十六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておるものとし、同機関の事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

総会第二十八回会期(臨時)議長

アサド・コタイテ
事務局長
S・S・シドウ

審査報告書

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年四月二十四日

国土交通委員長 藤井 俊男
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本州四国連絡橋公団の危機的な

財務状況にかんがみ、同公団の債務の負担の軽

減を図るために、平成十五年度において、緊急に

平成十五年四月二十五日 参議院会議録第二十号

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に關する千九百九十年十一月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件 本州四国連絡橋

講すべき措置として当該債務の一部を国的一般会計において承継する措置を講じようとするものであり、おもむね妥当な措置と認める。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

第一條 この法律は、本州四国連絡橋公団(以下「公団」という。)の危機的な財務状況にかんがみ、公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めるものとする。

(一般会計による債務の承継)

第二條 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における次に掲げる公団の債務で政令で定めるものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前に発生している利息のうち、施行日以後に支払われることとされているものに限る。)に係る債務

政府は、本法の施行に当たり、次の点について、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本州四国連絡道路の完成によって、一般旅客定期航路事業の経営に重大な影響が懸念されていることに鑑み、関係する地方公共団体の協力を得て必要に応じ適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

政府は、本法の施行に当たり、次の点について、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本州四国連絡道路の完成によって、一般旅客定期航路事業の経営に重大な影響が懸念されていることに鑑み、関係する地方公共団体の協力を得て必要に応じ適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

(国債に関する法律の適用等)

第三条 前条の規定により政府が承継する債務に係る本州四国連絡橋債券については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号。第二条第二項を除く。)、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用し、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十八条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、適用しない。

平成十五年四月三日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）を加える。

第四十一条及び第四十九条中「同条第六項ノ規定」を「同条第七項ノ規定」に改める。
第五十二条第一項中「取締役」の下に「(委員会等)設置相互会社にあっては、執行役」を加える。
第十五条第二項「(七)二月一日」を削る。

第五十三条第一項に付する監査報告書の虚偽記載を削る。

第四

第四章

二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。

(重要財産委員会の設置等)、第一条の四(重要財産委員会の運営)及び第一条の五(重要財産委員会の登記)の規定は、相互会社の重要財産委員会について準用する。この場合において、商法特例法第一条の三第五項中「商法」とあるのは、「保険業法」第五十一条第二項において準用する「商法」と、商法特例法第一条の四第二項第一号中「商法第三十三条规定ノ第一項」とあるのは、保險業法第五十二条第一項」と、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同条第三項中「商法」とあるのは、「保険業法」第五十一条第二項において準用する「商法」と、商法特例法第一条の五第二項中「商法」とあるのは、「保険業法」第二十七条第三項において準用する「商法」と読み替えるものと

第五目 委員会等設置相互会社

第五十二条の二 この章及び第八章において「委

2 保険業法の一部を改正する法律案
員会等設置相互会社」とは、この目に規定する
特例の適用を受ける旨の定款の定めがある相互
会社をいう。

商法特例法第二十一条の五から第二十一条の
三十五まで(第二十一条の七第三項第八号及び
第十六号から第二十一条の二十四、第二十一条の十
三四四号、第二十二条の二十四、第二十二条の二
十六第五項、第二十二条の三十一第一項並びに
第二十二条の三十一第六項を除く。)(委員会等
設置会社)の規定は、委員会等設置相互会社に
ついて準用する。この場合において、次項にお
いて特別の定めがある場合を除き、これらの商
法特例法の規定中「法務省令」とあるのは「内閣
府令」と、「利益」とあるのは「剩余金」と、「營業
報告書」とあるのは「事業報告書」と、「株主總
會」とあるのは「社員總會(總代會を設けてい
ときは、總代會)」と「定時總會」とあるのは
「定期社員總會(總代會を設けているときは、定
時總代會)」と読み替えるものとする。

の委員会等設置会社において商法第四百八条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)とあるのは「決定」と、商法特例法第二十一条の八第二項中「この法律」とあるのは「保険業法(同法において準用するこの法律の規定を含む。)」と、同条第四項中「社外取締役」とあるのは「社外取締役(保険業法第二十七条第二項第三号の二に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)」と、同条第七項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第七項に規定する子会社をいう。以下同じ。)」と、「連結子会社」とあるのは「連結子会社(保険業法第五十九条第一項において準用する第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下同じ。)」と、「商法特例法第二十一条の九第二項及び第六項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第五項第二号中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)」と、商法特例法第二十二条の十第七項中「商法」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十二条の十四第六項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百五十二条」とあるのは「及び第二百五十二条」と、「第二百八十条ノ十五回第一項、第三百六十三条规定第一項、第三百七十七条第一項、第三百七十四条ノ二十八第一項、第三百八十条第一項」とあるのは「保険業法第六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項」と、「第四百十五条第一項及び第四百二十八条第一項」とあるのは「保険業法第一百七十三条第一項において準用する商法第四百十五条第一項並びに保険業法第二百八十三条第一項において準用

する商法第四百一十八条第一項」と、同項第三号中「商法」とあるのは「保険業法第四十七条又は第四十九条において準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十七第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第七項から第十六項まで」と、同項第五号中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法第二百六十六条第七項から第十六項までと、同項第七項から第十六項までとあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法第二百六十六条第七項において準用する商法第二百六十六条第七項から第十九項までと、同項後段及び第十一項を除く。」と、同項第五項中「商法第二百六十六条第十九項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同條第六項中「商法第二百六十六条第七項から第十七項まで」とあるのは「保険業法第五十条第二項を除く。」と、「同法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十八第一項中「商法第二百九十五条第一項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「利益の配当」とあるのは「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、同項第一号中「取締役会において」とあるのは「社員総会・総代会を設けているとき又は、総代会において」と、「配当がされた」とあるのは「支払又は償却若しくは分配がされた」と、同項第一号中「配当をした」とあるのは「支払又は償却若しくは分配をした」と、「配当額」とあるのは「支払又は償却若しくは分配の額」と、商法特例法第二十一条の十九中「利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配(以下「配当等」という。)」とあるのは「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又は第二百九十三条ノ五第三項」とあるのは「保険

「商法」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法をいふ。以下同じ。」と、商法特例法第二十一条の（保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいふ。以下同じ。）と、商法特例法第二十二条第一項第一号中「第十三条第二項第一号」であるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十三条第二項第一号」と、商法特例法第二十二条第一項第一号中「第十三条规定の二十九第二項第一号中第十四条第三項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十四条第三項第一号」と、商法特例法第二十二条第一項第一号中「第十六第二項から第四項まで」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「承認を得(第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く)」、又は第一項後段の報告をした」とあるのは「承認を得た」と、「第十六条第二項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項」と、同条第四項中「商法第一百八十八条第二項第十号」とあるのは「保険業法第二十七条第二項第七号」と、「第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第一項の三十一第三項ニ於テ準用スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代行ノ執行役ノ決定」とあるのは「第五十二条第一項において準用する商法特例法第二十二条第一項の三十一第三項において準用する商法特例法第十六条第三項の取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十二条第一項中「連結計算書類」とあるのは「連結計算書類(保険業法第五十九条第一項において準用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいふ。以下この条において同じ。)」と、同条第五

項中「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第一項」と、商法特例法第二十一条の三十三第一項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証」とあるのは「基金拠出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項」と、同条第二項中「商法第七十五条第二項第十三号」とあるのは「保険業法第二十五条第二項第五号の二」と、「取締役若ハ」とあるのは「取締役若しくは」と、「取締役、執行役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若しくは」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第五十一条第二項において準用する同法第二百六十六条第十九項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例法第二十一条の十七第五項において準用する第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第十九項」と、商法特例法第二十一条の三十五第一項中「第一条の二第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項」と、「第七号ノ一から第九号まで」とあるのは「第三号の二から第五号まで」と、商法特例法第二十一条の三十五第一項中「第一条の二第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項」と、同条第三項中「商法」とあるのは「保険業法第一百八十三条第一項において準用する商法」と、同条第四項中「第十八条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法特例法第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

第五十一条の四 委員会等設置相互会社についての第五十九条
のこの節の規定において準用する商法の規定の適用については、同法第五十八条第一項第三号中「取締役」とあるのは「執行役」と、同法第一百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「発起人 取締役又ハ執行役」と、同法第二百三十八条中「監査役」とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の五第一項第一号ニ規定スル監査委員会」と、同法第二百三十九条第六項及び第二百七十二条中「取締役」とあるのは「執行役」と、同法第一百八十一条ノ十三第一項中「取締役」とあるのは「取締役及其ノ基金ノ募集ノ手続又ハ其ノ変更ノ登記ノ手続ヲ為シタル執行役」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「取締役又ハ同項ニ規定スル執行役」とする。

2 委員会等設置相互会社についての第五十九条
第一項において準用する商法特例法の規定の適用については、商法特例法第六条の二第一項中「監査役会」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「監査役会」が選任した監査役」と、商法特例法第六条の四第一項及び第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監査委員会」と、同条第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会が指名した監査委員」とする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会等設置相互会社についてのこの節の規定において準用する商法及び商法特例法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 委員会等設置相互会社については、第五十二条の二並びにこの節の規定において準用する商法特例法第三条第二項及び第三項(会計監査人記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。(商法等の適用関係)

の選任)、第五条の二(第三項(会計監査人の任期)、第六条第三項(会計監査人の解任)、第十二条から第十四条まで(計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書及び監査役会の監査報告書)、第十八条第一項から第三項まで(定期総会における貸借対照表及び損益計算書の取り扱い等)並びに第十九条の一(連結計算書類並びに商法第二百五十六条(任期)、第二百六十七条(取締役会の権限)、第二百六十二条(会社代表)、第二百六十六条から第二百六十六条ノ三まで(会社に対する責任、違法配当に関する取締役の求償権及び第三者に対する責任)、第二百六十九条(報酬の決定)並びに第二百八十二条第一項から第四項まで(計算書類等の作成及び監査)の規定は、適用しない。

(委員会等設置相互会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第五十二条の五 委員会等設置相互会社が、第五十二条の三第一項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更をした場合においては、当該相互会社については、当該定款の変更時の属する事業年度に関する社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の終結の時までは、第五十二条の三第二項から第四項まで及び第五十二条の四の規定を適用する。

(新たに委員会等設置相互会社となる場合の経過措置)

第五十二条の六 相互会社(委員会等設置相互会社を除く。)が定款を変更して第五十二条の三第一項の定款の定めを設けた場合においては、当該相互会社については、当該定款の変更時の属する事業年度に関する社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の終結の時までは、第五十二条の三第二項から第四項まで及び第五十二条の四の規定は、適用しない。

第五十九条第一項中「並びに商法特例法第一条

する商法」と、「第二百八十二条」とあるのは「並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十二条」とを「商法特例法第十九条の二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項及び第四項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」とに改め、同条第二項中「第十六条第二項の貸借対照表」の下に「及び損益計算書」を加える。

第六十条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社にあっては、執行役)」を加える。

第六十五条中「第七十九条第一項、第二項及び第四項」を「第七十九条」に改め、「添付書面の登記」を加え、「並びに第百七条」を「及び第百七条」に改め、「商法第二百五十三条第一項」との下に「、同条第三項中「株式会社の監査等に関する商法」の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)。以下「商法特例法」という。」第一条の二第二項」とあるのは「保険業法第五十二条の二第二項」と、「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」と、「商法特例法第二十一条の七第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の二第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法」の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)。以下「商法特例法」とあるのは「保険業法第五十二条の七第三項(第八号及び第十六号から第二十一号までを除く。)」とを、「純資産」との下に「、同法第二百八十二条の二中「商法特例法第一条」とあるのは「保険業法第五十二条の二第一項」とを加え、「重要財産委員又は監査役委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員

員、執行役又は代表執行役」とあるのは「又は監査役」を「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」に改める。
第六十九条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社等)」にあつては、「執行役」を加え、同条第四項を削る。
第七十七条第三項中「組織変更後ノ相互会社ノ取締役」を「組織変更後ノ相互会社ノ取締役若ハ執行役」に改める。
第八十一条第二項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社にあつては、執行役)」を加える。
第八十二条第一項第七号中「監査役」の下に「(当該相互会社が委員会等設置相互会社であるときは、取締役、第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)」を加える。
第八十四条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第三百四十九条第一項及び第四百五十五条第二項中「取締役」とあるのは「取締役、執行役」と読み替えるものとする。
第八十八条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社等にあつては、執行役)」を加え、同条第三項を削る。
第八十八条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、第九十二条の二第一項の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。
第八十八条第二項を次のように改める。
第二 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、前項本文の場合には、適用しない。
第九十条の見出しを「(新会社の資本及び取締役等のてん補責任)」に改め、同条第二項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社にあつては、組織変更を行う旨の議案を取締役会に提出した執行役を含む。)」を加え、同条次の二項を加える。

3 前項の義務は、商法第二百四十二条(定款変

更の決議の方法)に定める決議がなければ、免除することができない。

第九十二条の二第一項第一号中「発行価額」の下に「及び払込期日」を加え、同条第二項中「から第百七十九条まで(株式の割当て、株式の払込み、

「株式の割当て」、第一百七十七条第二項及び第三項(株式の払込み)、第一百七十八条(払込取扱機関の変更)に改め、「、第一百九十二条前段(引受けの無効又は取消しの制限)、第一百九十二条発起人等の引受担保責任及び払込担保責任」を削り、「発行(並びに「を発行」)に改め、「(強制転換条項付株式発行の手続)」の下に、「第一百八十一条ノ七(新株の払込み)、第二百八十一条ノ九(株主となる時期)、第二百八十一条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)並びに第二百八十一条ノ十三(取締役の引受担保責任)」を加え、「、第一百七十六条、第一百七十七条第一項、第一百七十九条第一項及び第二項並びに第一百九十二条第四項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役」を「並びに第一百七十六条中「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役(委員会等設置相互会社ノ取締役」を「並びに第一百七十六条中「第一項」とあり、及び同法第百七十八条中「前条第一項」とあるのは「第二百八十一条ノ七」とを加え、「又ハ組織変更後」を「若ハ執行役」に改め、「同法第一百七十七条第二項中「前項」とあるのは「組織変更ノ決議ノ當時ノ相互会社ノ取締役又ハ組織変更後に改め、「同法第一百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立當時ノ取締役と」を削り、「組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」との下に、「同法第二百八十一条ノ七及び第二百八十一条ノ九中「新株」とあるのは「株式」と、同条第一項と「払込期日ノ翌日」とあるのは「組織変更ノ日」と、同法第二百八十一条ノ十二中「新株」とあるのは

「株式」と、「新株発行二因ル変更ノ登記」はあるのは「組織変更」と、同法第一百八十九条ノ十三第一項中「新株発行ニ因ル変更ノ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ設立」と、「取締役」とあるのは「取締役及其ノ株式発行手続又ハ組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ登記ノ手続ヲ為シタル執行役」と、同条第一項中「取締役」とあるのは「取締役又ハ同項ニ規定スル執行役」とを加え、同条第四項中「相互会社ノ取締役」を「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテハ執行役）」に、「取締役及現物出資」を「取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテハ執行役）及現物出資」に、「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社スニ付キ商法第二百八十九条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及び執行役次項ニ於テ之二同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」を「発起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社スニ付キ商法第二百八十九条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及び執行役次項ニ於テ之二同ジ」とあるのは「現物出資ヲ為ス者並ニ組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社ニ於テハ執行役次項ニ於テ之二同ジ」に、「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役」とあるのは

は「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」を「発起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役」とあるのは「現物出資ヲ為ス者並ニ組織変更ノ決議ノ當時ノ相互会社ノ取締役及ヒ組織変更後ノ株式会社ノ取締役」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第五項中「商法第百七十三条ノ一」の下に「(第一項第一号ヲ除く。)」を、「組織変更計画書」との下に、「前号ノ」とあるのは「保険業法第九十二条の二」ノ規定二依リ発行スル」とを「準用スル第百七十三条ノ二」の下に「(第一項第二号ヲ除く。)」を加える。

第九十二条の三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社にあっては、組織変更を行う旨の議案を取締役会に提出した執行役を含む。)」を加え、同条第二項中「相互会社ノ取締役」の下に「(委員会等設置相互会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加える。

第九十二条の三の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加える。

第九十二条の六の見出しを「(社員への完全親会社の株式の割当て等)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行する相互会社が前条第一項の株式交換を行なう場合には、当該株式について払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、組織変更計画書の定めるところにより、完全親会社が当該株式の引受人でのこの項前段の規定により当該完全親会社が株式交換に際して発行する新株を割り当てる者は、当該完全親会社の株主となる。

第九十二条の七第一項に次の二項を加える。

八 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行するときは、次に掲げる事項

イ 完全親会社が株式交換に際して第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に割り当てる新株の種類及び数

ロ 第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に対するイの新株の割当に関する事項

ハ ロの株式の引受人に支払うべき金額を定めたときは、その規定

メ 第九十二条の九第一項に次の一号を加える。

七 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行するときは、次に掲げる事項

イ 設立する完全親会社が株式移転に際して第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に割り当てる新株の種類及び数

ロ 第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人にに対するイの株式の割当に関する事項

ハ ロの株式の引受人に支払うべき金額を定めたときは、その規定

メ 第九十二条の九第二項中「社員」を「社員（保険業法第九十二条の二第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ發行スル場合ニハ同項ノ株式ノ引受人ヲ含ム）」に改める。

第九十六条中「取締役」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあっては、執行役）」を「委員会等設置相互会社」とあるのは「委員会等設置会社」に改め、「、同項において準用する商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条规定ニ依リ取締役」とあるのは「取締役、執行役」とを削る。

第九十八条第一項第一号中「の保険業に係る」を「その他金融業を行ふ者の」に改める。

第一百十条の見出しへ「（業務報告書等）」に改め、同条第一項中「記載した」の下に「中間業務報告書及び」を加え、同条第二項中「前項の業務報告書」を「前項の報告書」に改め、「記載した」の下に「中間業務報告書及び」を加え、同条第三項中「業務報告書」を「報告書」に改める。

第一百三十六条の二第一項中「委員会等設置会社」を「委員会等設置会社等」に改める。

第一百五十一條中「相互会社」の下に「委員会等設置相互会社を除く。」を、「準用スル第一百六十六條」の下に「(第七項第三号、第十項後段、第十一

項及第十九項第三号「天障ヶ」を加える。

第百五十六条の「第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置相互会社にあっては、執行役)」を加える。

第一百六十五條の二第一項及び第一百六十六條第五項中「委員会等設置会社」を「委員会等設置会社等」に改める。

第一百七十三条中「(同条第三項を除く。)」を削る。

第百七十三条第一項中「ものとする」の下にほ
か、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加
える。

第一百八十二条第一項中「清算人について」の下に「、第五十九条第一項において準用する商法特例

法第十八条规定第一項の規定を加え、並びに同法第四百七十七条第一項を「並びに商法第四百七十七条第一項」に、「前項において準用する同法」を「前項に

おいて準用する商法特例法」に、「同法第四百三十九条第一項において準用する同法」を「第五十九条第一項において準用する同法」に改めたものである。

第一項において準用する商法特例法に改める。
第一百八十四条中「準用スル第二百六十八条」の下に「(第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十二項)

九項第三号ヲ除ク)」を、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え。二〇。

式の評価を「第二百八十五条(財産評価)に関する

第一百四十九条の三第三項中「執行役の解任」に改める。

及び同条第四項中「執行役の選任」の下に（第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）を加える。

第一五百五十五条の三第一項及び第二百七十条の六第二項第一号中「委員会等設置会社」を「委員会等設置会社等」に改める。
第二百七十七条第一項第一号を次のように改め
る。

一 商号若しくは名称又は氏名及び生年月日
第三百一十二条中「住所」を「生年月日」に改める。
第三百一十二条第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、「において準用する商法第六十七条ノ二」を「若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条规定ノ二」の取締役、執行役若しくは監査役に改め、「同法第二百五十八条第二項」の下に「(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百二十四条第二項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加え、「において準用する商法第六十七条ノ二」を「若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二」の取締役、執行役若しくは監査役に改め、「同法第二百五十八条第二項」の下に「(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百二十五条第三項中「相互会社の保険管理人、取締役」の下に「執行役」を加え、「において準用する商法第六十七条ノ二」を「若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二」の取締役、執行役若しくは監査役に改め、「同法第二百五十八条第二項」の下に「(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加える。

商法特例法第二十一条の二十六第一項に掲げるもの若しくは商法特例法第十九条の二第一項の連結計算書類、第五十九条第一項において準用する商法第二百八十二条第一項に掲げるもの若しくは商法特例法第十九条の二第一項の連結計算書類に改め、同項第十一号中「第四十九条において準用する同法第二百三十七条ノ三」の下に「第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一号中「第四十九条において準用する場合を含む。」を加え、「同法第四百三十条第二項」を「商法第四百三十条第二項」に改め、同項第十五号中「第四十八条の規定又は」の下に「第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一号中「第五十九条第三項」を「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項(第五十二条の三第二項若しくは)」を加え、同項第十五号の二中「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項」を「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)」の三十一第三項において準用する場合を含む。)の決議若しくは取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定」に改め、同項第十五号の二を同項第十五号の三とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

の届出が行われている者を除く。以下「生年月日未届出者」という。)についての当該届出に関する事項の変更については、なお従前の例によ

2 損害保険代理店(新法第二一条第十九項に規定)

する損害保険代理店をいい、日本郵政公社によ

る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに關

する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第

二項の規定により損害保険代理店とみなされる

日本郵政公社を含む
以下同じ)又は保険仲立

（新法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。以下同じ。）は、前項の規定によりな

お従前の例によることとされる生産用田畠画出

者(当該者について次項の届出が行われた者を

除く。)の住所の変更があつた場合の届出について

ては、住所に代えて当該者の生年月日を内閣總

理大臣に届け出なければならない。この場合に

おいては、前項の規定にかかわらず、当該届出

後の当該届出が行われた者についての当該届出

に関する事項の変更については、新法の規定を

適用する。

損害保険代理店又は保険仲立人は、第一項の

規定によりなお従前の例によることとされる住

所の変更があつた場合の届出が行われていない

生年月日未届出者の生年月日を内閣總理大臣に
届け出る二二〇ござる。この場合二共、

届け出ることができる。この場合はおいては第一項の規定にかかるうえ、当該届出後の当該

第一項の規定にかかる限り、三議院出後の一議院提出が行わたる者についての当該届出に関する

事項の変更については、新法の規定を適用す

新編の井伊家文書

損害保険代理店は、所属保険会社を代理人と

して、前項の届出をすることができる。

卷之三

5 第三項の届出について虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

(権限の委任)

第七条 内閣総理大臣は、附則第五条第三項及び前条第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百七十条第一項中「取締役、執行役」とあるのは「取締役」とを削る。

第一百七十二条中「第三号及び第五号」に改め、「当該株式会社」との下に、「同項第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十

九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第一項に規定する大会社に該する場合における同条第四項とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第四項と、「商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十二又は保険業法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)」とを加える。

「条第一項」の下に「(保険業法第五十一条の三第三項において準用する商法特例法第二十一一条の二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」とを削る。

第一百九十三条を次のように改める。

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第一百九十三条 第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「商法第二百十一条ノ一第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは「保険業法第二条第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

第二百八条の見出しを「(取締役等の競業避止義務)」に改め、同条中「更生会社の取締役」の下に「又は執行役」を、「準用する商法第二百六十四条第一項」の下に「(保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」とを削る。

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

審查報告書

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月十四日

法務委員長 魏

君田
寛之殿

卷之三

本法律案は、法科大学院における教育が、司

一〇四二一四一六教會一那三組

ての実務に関する教育の一
部を担うものであ
り、かつ、法曹の養成に
関する機関の密接な連

海賊の發展に關する機關の空挫な運
携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実

務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能

力を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものである」とこかんがみ、國の責務として、裁判

官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法であることにかんかみ 国の責務として 裁判

科大学院において教授、助教授その他の教員と

しての業務を行うための派遣に関し必要な事項

を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

める

本法施行のため、別に費用を要しない。

法科大学院へ派遣される検察官等に対する国からの給与の一部支給については、派遣前の給与と水準の維持自体が目的とされることなく、法科大学院の要請に応じた安定的・継続的な派遣

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践

3 特定独立行政法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。)をいう。

この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

(目的) 参議院議長 倉田 寛之殿 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他他の國家公務員法(昭和二十一年法律第百二十一号)第一条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第一条第三号に規定する

法科大学院への裁判官及び検察官その他の二般職の国家公務員の派遣に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年四月十七日

本理念に賛した法科大学院における教育の充美に資することを目的とする。

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たるる事項について格段の配慮をすべきであり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

と教育の実効性を確保するため特に必要があると認められる場合にのみ実施することとし、その報酬が法科大学院の他の教員と不公平が生じることがないよう配慮すること。

的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号、第三条の規定の

官報(号外)

(法科大学院設置者による派遣の要請)

第三条 法科大学院設置者(法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。)は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。)を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、助教授その他の教員(以下「教授等」という。)として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対するものについては最高裁判所規則で、任命権者に対するものについては人事院規則で定める。

(職務とともに教授等の業務を行なうための派遣)

第四条 最高裁判所は、前条第一項の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めた場合において、その要請に係る派遣の要請が、當該裁判所は、前項の要請があつた場合の業務を行なうための派遣

5 第一項又は第三項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間その他の勤務条件(検察官等については、教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名稱であるかを問はず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。以下同じ。)を含む。)及び教授等の業務の内容、以下同じ。)を含む。)及び教授等の業務の内容、

6 最高裁判所規則で、検察官等については最高裁判所規則で、検察官等に定めるものとする。

7 第一項又は第三項の規定による派遣の期間を定めた場合においては、当該裁判官又は検察官等の同意を得なければならぬ。

8 第一項又は第三項の規定による派遣の期間を定めた場合においては、当該裁判官又は検察官等の同意を得て、当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

9 第一項又は第三項の規定により派遣された検察官等は、その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間)をいう。第七条第二項において同じ。)のうち当該法科大学院において教授等の業務を行なうため必要であると任命権者が認める時間においては、勤務しない。

10 第三項の規定による検察官等の教授等の業務への従事については、国家公務員法第一百四条の規定は、適用しない。

(派遣の終了)

第五条 前条第一項又は第三項の規定による派遣の期間が満了したときは、当該教授等の業務は終了するものとする。

2 最高裁判所は、前条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行なう裁判官が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の最高裁判所規則で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができない場合は、

3 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第四条第三項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等が従事している職務及び当該法科大学院において行なう教授等の業

当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意(検察官については、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十五条の俸給の減額に係る同意を含む。以下同じ。)を得て、当該法科大

学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、職務とともに当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

8 第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等は、その派遣の期間中、その同意に係る第一項又は第三項の取決めに定められた内容に従つて、当該法科大学院において教授等の業務を行なうものとする。

4 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

5 第一項又は第三項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間その他の勤務条件(検察官等については、教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名稱であるかを問はず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。以下同じ。)を含む。)及び教授等の業務の内容、

3 任命権者は、前項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院において教授等の業務を行なうため必要であると任命権者が認める時間においては、速やかに、当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

(派遣期間中の裁判官の報酬及び国庫納付金の納付)

第六条 第四条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行なう裁判官は、その教授等の業務に係る報酬等の支払を受けないものとし、教授等の業務を行なつたことを理由として、裁判官として受ける報酬その他の給与について減額をされないものとする。

2 第四条第一項の規定により裁判官が法科大学院において教授等の業務を行なった場合においては、当該法科大学院設置者は、その教授等の業務の対償に相当するものとして政令で定める金額を、国庫に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第四条第三項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等が従事している職務及び当該法科大学院において行なう教授等の業

いか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該裁判官が当該教授等の業務を行なうこと終了するものとしなければならない。

3 任命権者は、前条第三項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院において教授等の業務を行なつた場合その他の人事院規則で定めた地位を失った場合その他の人事院規則で定めた地位であつて、その教授等の業務を継続することができる。これが適当でないと認めるときは、速やかに、当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において教授等の業務を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分比の五十以内を支給することができる。

官 報 (号外)

第八条 第四条第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行なう裁判官又は検察官等に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条及び第十四条において「国共済法」という。）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官

等に関する国共済法の規定の適用について、は、その他の職員」とあるのは「並びにこれらにし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び國又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」といふ。）の負担金及び國の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「國又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び國の負担金」と、同項第五号中「國又は公社の負担金」と、同項第五号中「國又は公社の負担金」とあるのは「國の負担金」と、国共済法第一百一条第一項中「各省各庁の長環境大臣を含む。」、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあり、及び「國、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び國」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定による通勤による傷病又は死亡）は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡」と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病とみなす。

3 第二項（同条第五項から第七項までの規定による通勤による傷病又は死亡）は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡」と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病とみなす。

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

6 第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

7 第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十二条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣

の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学

院において教授等の業務を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分比の五十以内を支給することができる。

3 第二項（同条第五項から第七項までの規定による通勤による傷病又は死亡）は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡」と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病とみなす。

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

6 第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

7 第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十二条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣

3 第二項（同条第五項から第七項までの規定による通勤による傷病又は死亡）は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡」と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病とみなす。

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

6 第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

7 第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十二条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣

3 第二項（同条第五項から第七項までの規定による通勤による傷病又は死亡）は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡」と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病とみなす。

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

6 第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

7 第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十二条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣

前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2

第十二条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受けける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関する必要な事項は、人事院規則(第十二条第一項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合にあつては、同法第二条第一項に規定する準則)で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

第十三条 国共済法第四十一条第一項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の二第一項ただし書及び第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、第十二条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)に派遣される私立学校である大学をいう。に派遣された検察官等(以下「私立大学派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける

職員(国共済法第一条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立

大学派遣検察官等となつたときは、国共済法の

短期給付に関する規定の適用については、その第四号に規定する退職(国共済法第二条第一項

なった日の前日に退職(国共済法第二条第一項

に規定する退職をいう。)をしたものとみ

なし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期

給付に関する規定の適用を受ける職員となつた

ときは、国共済法の短期給付に関する規定の適

用については、そのなつた日に職員となつたも

のとみなす。

2 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条

の第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの

とし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一

号、第一号の二及び第四号を除く。)と、「及び

国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公

務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定す

る法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国(の負担金」と、同項第

二号及び第二号中「国又は公社の負担金」とある

のは「法科大学院設置者の負担金及び国(の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国(の負担金」と、国共済法第一百一十二条第一項中「各省各府の長(環境大臣を含む。)、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えられた場合を含む。)」とあるのは「第九十九

条第二項」と、同条第四項中「独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員共済組合法の特例)

第十五条 第十二条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「準ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第十三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第十三条第一項ただし書の規定に

国(の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「の負担金」とあるのは「及び国(の負担金」と、同法第一百五十五条第一項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関又は職員団体」とあるのは「及び国(の機関」と、「第百十三条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条规定(見出しを含む。)中「地方公共団体」とあるのは「第百十三条规定(見出しを含む。)と、同法第四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体」とあるのは「又は職員団体」とあるのは「及び国」と、同法第一百四十五条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 前項の場合において地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員共済組合法の特例)

第十五条 第十二条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の長期給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条

の第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの

とし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一

号、第一号の二及び第四号を除く。)と、「及び

国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公

務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定す

る法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国(の負担金」と、同項第

二号及び第二号中「国又は公社の負担金」とある

のは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

いっては、同法第二十二条第一項中「准ずるもの」とあるのは「准ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

に関する法律第三条第一項ただし書の規定に

二二

官報(号外)

法第二十二条第一項及び第七項中「給与の総額」とあるのは「給与(当該期間における私立大学派遣検察官等に対する國の給与を含む。)の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

3 前項の場合において学校法人等及び国が同項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定により負担すべき掛金の額その他必要な事項は、政令で定める。
 (児童手当法の特例)

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法昭和四十六年法律第七十三号の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。
 (一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十八条 第九条の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等について準用する。この場合において、当該検察官等が法科大学院を置く公立大学に派遣されたものであるときは、第九条中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」とあるのは、「地方公務員災害補償法(昭和四十一年法律第一百二十一号)第二条第二項」とする。
 (国家公務員退職手当法の特例)

第十九条 第十条の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等について準用する。この場合において、当該検察官等が法科大

学院を置く公立大学に派遣されたものであるときは、第十条中「労働者災害補償保険法第七条第二項」とあるのは、「地方公務員災害補償法第七条第二項」とする。

2 国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、第十一条第一項の規定による派遣の期間に当該法科大学院設置者として派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に係る社会保険関係法(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)をいう。)の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院設置者から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十一条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。
 4 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。
 (派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められることは、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 この法律に定めるもののほか、法科大学院において裁判官が教授等の業務を行った場合に付随して必要な事項は、人事院規則で定める。
 (施行期日)
 附 則

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条、次項及び附則第三項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
 (準備行為)

2 最高裁判所又は任命権者は、この法律の施行の日前に第三条第一項の要請があった場合においては、この法律の施行の日前においても、当該法科大学院設置者との間で第四条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の取決めとしての効力を有するものとする。
 (健康増進法による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の日が健康増進法(平成十四年法律第二百三号)附則第十条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「第九十八条第一項各号」とあるのは、「第九十八条各号」とする。

6 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(法務省設置法の一部改正)

1 この法律の施行の日前においては、国立大学院等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された当該法科大学院に置かれる法科大学院に係る第三条第一項の要請は、同法附則第二条第一項の規定により指名された当該国立大学を設置する国立大学法人の学長となるべき者がするものとする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「当該法科大学院設置者」とあるのは、「当該国立大学法人の学長となるべき者」とする。

3 この法律の施行の日前においては、国立大学院等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により指名された当該国立大学を設置する国立大学法人の学長となるべき者がするものとする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「当該法科大学院設置者」とあるのは、「当該国立大学法人の学長となるべき者」とする。

4 前項後段の規定により読み替えて適用される附則第二項の規定により最高裁判所又は任命権者と当該国立大学法人の学長となるべき者との間でされた取決めは、この法律の施行の日以後は、最高裁判所又は任命権者と当該国立大学法人との間でされた第四条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の取決めとしての効力を有するものとする。

5 この法律の施行の日が健康増進法(平成十四年法律第二百三号)附則第十条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「第九十八条第一項各号」とあるのは、「第九十八条各号」とする。

第四条中第三十九号を第四十号とし、第三十
八号の次に次の二号を加える。

三十九 法科大学院への裁判官及び検察官そ
の他の一般職の国家公務員の派遣に関する
法律(平成十五年法律第 号)の規定に

による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育
に対する法曹としての実務に係る協力に関
すること。

審査報告書

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の
利用に関する事業活動の促進に関する臨時措
置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化
対策特別会計法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月二十四日

経済産業委員長 田浦 直
参議院議長 倉田 寛之殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の資源エネルギーの利用を
めぐる経済的・社会的環境の変化にかんがみ、エ
ネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用
に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の
期限を延長し、海外の工場又は事業場における
エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出の抑
制に係る事業活動並びに使用済物品等の発生の
抑制及び再生部品の利用に係る事業活動に
伴い発生する二酸化炭素の排出を

抑制するために経済産業大臣又は環境大臣が行
う施策に対し必要な財政上の措置等を講じよう
とするものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十五年度会
計予算に約百六十八億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講ずべきである。

一 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる
地球規模の問題であり、すべての国・地域の参
加なくして解決は望ましい国際的ルールができるよ
う最大限の努力を行うこと。

二 京都議定書における我が国の温室効果ガス削
減目標達成に向け、産業・民生・運輸部門にお
ける省エネルギーに対する支援策を一層推進
し、新エネルギー等環境負荷の少ないエネル
ギーの普及・技術開発を促進すること。

三 原子力は、エネルギーの安定供給の確保と京
都議定書における二酸化炭素削減目標の達成の
観点から不可欠な電源であることにかんがみ、
増加するエネルギー需要を満たしつつ、地球温
暖化防止のため必要となる原子力発電所の新增
設備を、安全確保を前提として、着実に実行
するよう努めること。

四 省エネ・リサイクル支援法の助成対象となる
特定事業活動及び特定設備について、施行状況
の利用に関する事業活動の促進に関する臨
時措置法及び石油及びエネルギー

等を勘案して、必要に応じ対象の見直し、助成
措置の充実・強化を図ること。

五 地球温暖化問題の解決と経済発展の同時達成
に向けた取組が不可欠であることにかんがみ、
廃棄物の発生抑制、部品等の再利用の促進に當
たっては、実用化のための技術研究開発に對す
る支援策を積極的に行うとともに、中小企業等
の環境関連産業の育成を図り、新たな需要や雇
用の創出に努めること。

六 省資源・循環型社会形成に向け、エネルギー
の多消費につながるライフスタイルを見直し、
意識の改革を図るため、国民に対する啓発活
動、広報体制の充実に努めること。

右決議する。

六 省資源・循環型社会形成に向け、エネルギー
の多消費につながるライフスタイルを見直し、
意識の改革を図るため、国民に対する啓発活
動、広報体制の充実に努めること。

右決議する。

題名を次のように改める。

エネルギー等の使用の合理化及び資源の
利用に関する事業活動の促進に関する臨時措
置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化
対策特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月三日

参議院議長 繪貫 民輔
衆議院議長 倉田 寛之殿

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の
利用に関する事業活動の促進に関する臨時措
置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化
対策特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

第一條中「再生資源」を「使用済物品等及び
副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部
品の利用による資源の有効な」に改める。

第二條第七項を同条第十項とし、同条第六項
を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項と
し、同条第四項第一号中「エネルギーの使用の
合理化に関する法律第六条第一項に規定する業
種に属する事業の用に供する」を削り、「同法」
を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に
改め、同項第七号中「再生資源」を「使用済物品
等若しくは副産物の発生の抑制又は再生資源若
しくは再生部品」に改め、同号を同項第八号と
し、同項第六号中「定める再生資源の下に」又
は「再生部品」を「製品」の下に「又は当該再生部
品を加え、同号を同項第七号とし、同項第五
号中「再生資源」を「使用済物品等若しくは副產
物の発生の抑制(副産物の発生の抑制にあつて
は、製品の製造又は加工に使用する原材料、部

時措置法及び石油及びエネルギー需給構造
高度化対策特別会計法の一部を改正する法
律

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の
利用に関する事業活動の促進に関する臨時措
置法の一部改正)

第一条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資
源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時
措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

品その他の物品(エネルギー)の使用の合理化に関する法律第一条第一項に規定する燃料を除く。)の使用の合理化によるものに限る。第八号において同じ。)又は再生資源若しくは再生部品」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一

号を加える。

第三条第一項中「再生資源の利用」を「資源の有効な利用(使用済み物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用をいう。以下同じ。)」に改める。

第六条第一項中「再生資源」の下に「若しくは再生部品」を加える。

に「同項第五号又は第六号」を「同項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第一条第四項第三号、第四号又は第七号」を「第一条第七項第三号、第五号又は第八号」に改める。

七号」を「同項第八号」に改める。
第三十条中「第一条第四項第六号」を「第二条第七項第七号」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加える。

附則第二条中「平成十五年三月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

四 海外の工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によりエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制するところに必要な告白(気賃、役員報酬等)。

第十条の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第三号」に改め、同項の表第三条第一項の項下欄に「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資

会計法の一部改正)
第二条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策
特別会計法(昭和四十二年法律第十一号)の一部
を次のように改正する。

第二条第四項を同条第七項とする。
第一条第三項中「(平成三年法律第四十八号)」
を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次
の一項を加える。

掲げる特定設備にあっては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行ふ。

な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改める。

第一十三条第一項中「第一条第四項第一号」を「第二条第七項第一号」に、「同条第五項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

素(エネルギー)の使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。)の排出の抑制(石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合これらによらず)につき、

6 この法律において「再生部品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第五項

「一条第七項第七号」に改め、同条第一号中「第二

を「同条第八項第三号」に改める。

場合にあつては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る)のためにとられる施策であつて経済産業大臣又は環境大臣が行

3 第二条第一項の次に次の二項を加える。
この法律において「使用済物品等」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。

〔第一条第七項第五号、第六号又は第八号〕に、「同条第五項第三号」を「同条第八項第三号」に改める。
第十一條から第十九條までを次のように改め

第一十九条第一項第二号中「第十八条第二項の規定による協議」を削り、「第一条第四項第一号」を「第一条第七項第一号」に、「同項第四号」を「同項第四号に掲げる特定事業活動に係るものについては経済産業大臣、環境大臣及び当

4 この法律において「副産物」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第一条第二項に規定する副産物をいう。

第十一條から第十九条まで 削除

該事業者又は承認事業者等が行う事業を所管する大臣とし、同項第五号に、「同項第五号及び第六号」を「同項第六号及び第七号」に、「同項第

第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。」を加え、

る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特定事業活動等促進経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項の規定により特定事業活動等促進経過勘定を廃止したときは、その廃止の余財産の額を国庫に納付しなければならぬ。

2 機構は、前項の規定により特定事業活動等促進経過勘定を廃止したときは、その廃止の際特定事業活動等促進経過勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

「めることに従い」を、「において機構の下に
及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総
合開発機構（以下「開発機構」という。）」を加え、
同条第二項中「機構が」を「機構及び開発機構が」
に改め、同条第十四項を同条第十七項とし、同
条第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次
の二項を加える。

15 第一項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げ

する業務

16 附則第二条第十項及び第十一項の規定は、
第八項、第一一項、第一二項及び前項の各三

第八項 第十一項 第十二項及び前項の資産の額について準用する。

の條文について、注用する。

項の」に改め、同項第一号イ中「第九項(第六項

第一号」を「第十一項（第八項第一号」に改め、同

号口及び同項第一号中「第九項(第六項第三号)」

を「第十一項（第八項第三号）」に改め、同項を同

條第十三項どし、同條第十項を削り、同條第

十項を同條第十二項とし、同條第九項中「第六項各号」を「第八項各号」に、「第十三項」を「第十

四項に、「第六項の」を「第八項の」に改め、同

項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」

を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同

条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第

十三項」を「第十四項」に改め、同項第三号中「第

「十項」を「第十一項」に改め、同項を同條第八項
七八、同條第二項を同條第二項七八、同條第四

同条第五項を同条第七項とし 同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二

項目を加える。

第一項の規定により承継する権利及び義務

の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該

各号に定めるところによる。

卷之三

平成十五年四月二十五日 参議院会議録第一号

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

一 開発機構 特定事業活動促進法等一部改

正法附則第二条第一項の規定によりなおそ
の効力を有することとされた特定事業活動
促進法等一部改正法第一条の規定による改
正前のエネルギー等の使用の合理化及び再

生資源の利用に関する事業活動の促進に關
する臨時措置法(平成五年法律第十八号)。

以下「旧特定事業活動促進法」という。第十
一条第一号に規定する業務及びこれに附帯す
る業務に係る権利及び義務

二 機構 基金が有する権利及び義務のうち
前号に定めるもの以外のもの

5 第一条の承継計画書は、基金が、政令で定
める基準に従つて作成して財務大臣及び經濟
産業大臣の認可を受けたものでなければなら
ない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部
改正)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六条第一項及び第十条第一項中「附
則第四条第十一項」を「附
則第十一項及び第十二項」に改める。

第六条第一項及び第十条第一項中「附
則第四条第十二項」を「附則第四条第十三項」
に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め
る。

附則第九条第一項から第四項までの規定中
「附則第四条第十項」を「附則第四条第十一項」に
改める。

審査報告書

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進
対策特別会計法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年四月二十四日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の電気の供給をめぐる經濟
的社會的環境の変化にかんがみ、長期間にわた
り安定的でありかつ二酸化炭素の排出の低減に
も資する電力の供給源である原子力発電施設等

の発電用施設につき、その周辺の地域における
住民の生活の利便性の向上等に寄与する事業を
促進するとともに、その利用の促進及び安全の
確保を図るために必要な財政上の措置等を講じ
ようとするものであり、おおむね妥当な措置と
認める。

第五 エネルギー政策基本法の規定に基づくエネル
ギー基本計画を定めるに当たり、我が国のエネ
ルギー政策における原子力の位置付けとともに
に、国、地方公共団体及び事業者の役割を明確
化すること。

右決議する。

附帶決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講すべきである。

一 電力の安定供給の確保にいささかの支障も來
すことのないよう、現在、運転が停止している
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進
対策特別会計法の一部を改正する法律案

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促
進対策特別会計法の一部を改正する法律

(発電用施設周辺地域整備法の一部改正)

第一条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九
年法律第七十八号)の一部を次のように改正す

る。
第一条中「整備」の下に「その他の住民の生活
の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事
業」を、「設置」の下に「及び運転」を加える。

第二条中「火力発電施設又は水力発電施設」を
「水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力
発電施設(沖縄県の区域に設置されるものに限
る。)」に、「有する施設で」を「有する施設で」に
改める。

第三条第一項第三号中「住民の福祉の向上に
必要な公共用の施設を整備する」を「公共用の施
設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及
び産業の振興に寄与する事業を行う」に改め、
「設置」の下に「及び運転」を加える。

第四条の見出しを「(公共用施設整備計画)」に
改め、同条第一項中「整備計画」を「公共用施設
整備計画」に、「設置」を「設置及び運転」に
改め、同条第二項中「以下同じ」を「以下この条
において同じ」に、「行なう」を「行う」に、「整備
計画」を「公共用施設整備計画」に改め、同条第
三项中「整備計画」を「公共用施設整備計画」に、

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、周辺地域整備関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第一項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「三億円(発電用施設周辺地域整備法第十条第三項の規定による同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業に必要な資金(以下「周辺地域整備事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(周辺地域整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「三億円(周辺地域整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

官報(号外)

(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)
第二条 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改め、同条第二項中「第七条」の下に「(同法第十条第四項において準用する場合を含む。)」を、「基づく交付金」の下に「(第三条の四第三項及び第七条第一項において「周辺地域整備交付金」という。)」を、「規定する発電用施設」の下に「(以下単に「発電用施設」という。)」を加え、「発電用施設の設置」を「発電の用に供する施設の設置及び運転」に改め、「であつて」の下に「発電の用に供する施設の設置又は改造及び」を加え、同条第三項中「電源多様化対策」とは、

エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるものの発電のための利用(以下「電源の多様化」という。)を促進するための財政上の」を

「電源利用対策」とは、発電用施設(これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。)の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための」に改め、同項第一号及び第一号を次のように改める。

一次に掲げる財政上の措置

- イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
- ロ 核燃料サイクル開発機構に対する出資(高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)
- ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

- 二 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。)で政令で定めるもの

ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの

第一条第三項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前二号」に、「財政上の措置」を「措置」に、「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改め、同号を同項第三号とする。

第一条第二項及び第二条の一中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。

第三条中「の収入」の下に、「第三条の四第三項の規定による周辺地域整備資金からの受入金、周辺地域整備資金から生ずる収入」を、「措置に要する費用」の下に、「第三条の四第一項の規定による周辺地域整備資金への繰入金」を加える。

第三条の二の見出し中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改め、同条中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に、「電源多様化対策」を

「電源利用対策」に、「第一条第三項第一号及び第二号の出資金、同項第一号及び第三号の交付金、同項第四号から第六号まで」を「第一条第三項第一号及びハの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホ」に改め、「を含む。」の下に、「同項第一号の措置に要する費用」を加える。

第三条の三中「電源多様化対策」を「電源利用対策」に、「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 歳入歳出予定計算書及び第四条第二項に規定する計画表

第七条を次のように改める。

(剰余金の処理)

第七条 電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第三条の四第三項に規定する財政上の措置に係る歳出予算における支出残額(第十四条第一項の規定により繰り越して使用されるものを除く。)に相当する金額を限度として政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお残余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項に規定する電源立地勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第一条第二項の財政上の措置(政令で定めるものに限る。)に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、電源利用勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

より、電源立地勘定の歳入に繰り入れることができる。

(周辺地域整備資金の経理方法)

大臣の定めるところにより、電源立地勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第四条に次の二項を加える。

2 電源立地勘定にあつては、前項の歳入歳出予定計算書に、当該年度の周辺地域整備資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

第五条中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 歳入歳出予定計算書及び第四条第二項に規定する計画表

第七条を次のように改める。

(剰余金の処理)

第七条 電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第三条の四第三項に規定する財政上の措置に係る歳出予算における支出残額(第十四条第一項の規定により繰り越して使用されるものを除く。)に相当する金額を限度として政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお残余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 電源利用勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、農業生産法人による多様な経営展開、集落宮農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用の集積を一層促進するため、認定農業者である農業生産法人に係る構成員要件について農地法の特例措置を講ずるとともに、經營主体としての実体を有する集落宮農組織を特定農業団体と位置付け、農用地利規程において定めることができるようにするほか、地域農業の振興を図る上で著しく支障があると認められる遊休農地について、その所有者等に農業上の利用に関する計画の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認め る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

我が國農業、農村は、輸入農産物の増大、担い手の不足等、従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況の中で、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成、遊休農地・耕作放棄地の解消と農地利用の増進等が喫緊の課題となつて いる。

よつて、政府は本法施行に当たつては、農業生産法人の安定化に必要な諸施策を充実していくことと併せて、地域の関係者が十分な詰合意と合意形成

委員会の決定の理由
本法律案は、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、農業生産法人による多様な経営展開、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用の集積を一層促進するため、認定農業者である農業生産法人に係る構成員要件について農地法の特例措置を講ずるとともに、経営主体としての実体を有する集落営農組織を特定農業団体と位置付け、農用地利用規程において定めることができるようにするほか、地域農業の振興を図る上で著しく支障があると認められる遊休農地について、その所有者等に農業上の利用に関する計画の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め る。

本法施行のため、別に費用を要しない。

我が国農業、農村は、輸入農産物の増大、担い手の不足等、従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況の中で、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成、遊休農地・耕作放棄地の解消と農地利用の増進等が喫緊の課題となつていいる。

一 認定農業者たる農業生産法人の構成員要件の特例措置については、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等、制度改正の趣旨に沿った多様な経営展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。

二 また、農外資本による不適切な経営支配や農地取得等が招来されないよう、農業委員会によるチェック体制の整備等に努めること。

三 特定農業団体については、これを農業の制度上の扱い手に位置付けることから、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化など、地域の実情に応じた扱い手として育成されるよう、その条件整備に努めること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における「扱い手経営安定対策」の対象となる集落型経営団体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を招かないよう十分配慮すること。

四 本法の運用に当たっては、改正後のシステムが有効に機能し、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員会への周知徹底に努めること。

十分發揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。
右決議する。

3 第一項の農業經營改善計画には、当該農業經營を営み、若しくは営もうとする者から当該農業經營に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業經營の円滑化に寄与する者が当該農業經營の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(農業經營改善計画の変更等)

の下に、一体となってこれらの課題に取り組める環境の整備に努め、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 認定農業者たる農業生産法人の構成員要件の特例措置については、分社化のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等、制度改正の趣旨に沿った多様な經營展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。

内閣総理大臣 小泉純一郎

また、農外資本による不適切な経営支配や農地取得等が招来されないよう、農業委員会によるチエック体制の整備等に努める」と。

農業經營基盤論述會（二）

二 特定農業団体については、これを農業の制度上の担い手に位置付けることから、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化など、地

第四条第一項第三号中「農業經營改善計画」の下

満足度や競争の激動化と共に競争力と地域の実情に応じた坦い手として育成されるよう、その条件整備に努めること。

項第一号において同じ。)を加える。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における「扱い手経営安定対策」の対象となる集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場

心に照らし適切なものであることその他の農林水産省が定める基準に適合するもので二つ目がうなぎ

三 特定遊休農地に対する利用計画の届出制度の

機能し、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員

めに適切なものであること。

四 本法の運用に当たつて、農業委員会の果たす役割が重要である。二二二、レジス、アーティクル、八九

るものであること。

制度の見直しについて、農地をめぐる扱い手の育成など地域の課題に的確に対応する機能が

卷之三

3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業經營を営み、若しくは営もうとする者から当該農業經營に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業經營の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

(農業經營改善計画の変更等)

第十二条の二 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業經營改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業經營改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者(第十三条の三において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業經營を改善するためにるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十三条第一項中「前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)」を「認定農業者」に改める。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

(農地法の特例)

者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第一号の規定の適用については、同号中「トに掲げる者の数」とあるのは、「トに掲げる者農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。」の数」とする。

第十四条中「第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)」を「認定計画」に改める。

第十三条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「とくに」の下に「又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けた農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、「当該特定農業法人の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第五項中「特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第六項第二号中「又は農業の委託を受けること」を「若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること」に改め、同条第九項中「前各項に規定するもののほか、農用地利用規程の認定及びその取消し、及び「その他必要な事項」を削り、同条第十項中「団体」の下に「(以下「認定団体」という。)を加え、同条の次に次の二条を加える。

(農用地利用規程の変更等)

第二十三条の二 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするとき

は、同意市町村の認定を受けなければならぬ。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を中心とした組合員、社員若しくは株主とする農業生産法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として定めようとするときは又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遷滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3 同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程(前二項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を作成する。

5 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、当該特定遊休農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用が促進されないおそれがあると認めるとときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを告告することができる。

第二十七条第一項中「以下「遊休農地所有者等」という。」を「第三項において同じ。」に改め、同条第二項中「勧告」を「通知」に改め、同条第三項中「遊休農地所有者等」を「農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者」に、「相当の期限を定めて、当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することができる」を「当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする」に改め、同条第六項中「農地を」を「特定遊休農地を」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

9 同意市町村の長は、第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

10 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

第三十二条中「第十三条第一項の認定を受けた団体」を「認定団体」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、十円以下の過料に処する。

一 第十三条の二第二項の規定に違反して、同一項目に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、第二十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者を附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十六条の三第一項第一号及び第六十八条の三十二第一項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

(農業者年金基金法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「第十三条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第五十六条第一項第一号イ

二 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)第四十五条第一項第一号イ

年 法律第二百二十七号)第四十五条第一項第一号イ

右 平成十五年一月二十一日

国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月二十四日

農林水産委員長 三浦 一水

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を開拓するための条件を整備し、担い手となる農業者の経営感覚の醸成に資する等の観点から、農業経営の実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するため、農作物共済、果樹共済及び畠作物共済の引受け方式について農家による選択や、農作物共済(麦)に係る災害収入共済方式への品種、栽培方法等による区分の導入、農業共済団体の選挙権等に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右 平成十五年一月二十一日

国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

号の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第十三条の三第一項中「第八十五条第十一項」を

「第一百二十条の六第一項第一号」に改め、「(百)」

十条の六第三項の規定による申出に係る金額を共

済金額とする取扱共済(以下特定取扱共済とい

う)にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、当該特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

にあつては、同項の特定取扱共済の共済目的の種類)」を削り、同項各号中「(特定取扱共済

「又は選挙権」を加え、同項第四項を削る。

第二十二条第一項中「以下法人等」を「以下法人等」に、「定款の」を「定款及び共済規程又は保険規程の」に、「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「事項」の下に「及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項」を加え、同条第一項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改める。

第二十三条第一項中「定款作成委員が定款」を「定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程」に改め、同条第三項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に、「定款の」を「定款及び共済規程又は保険規程の」に改め、同条第四項中「定款」に「及び共済規程又は保険規程」を加え、同項ただし書中「関する」の下に「定款の」を加え、同条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第七項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第二十四条第一項中「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

第二十五条中「定款」の下に「、共済規程若しくは保険規程」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十九条を削る。

第三十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第六号を次のように改める。

六 共済事業又は保険事業の種類

号とし、第八号の二を削り、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第三項中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条を第二十九条とし、第二章第二節中同条の次に次の二条を加える。

三十条 農業共済組合は、共済規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

二 共済金額に関する事項

三 共済掛金及び事務費に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 損害評価会に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

農業共済組合連合会は、保険規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 保険金額に関する事項

二 保険料及び事務費に関する事項

三 保険責任に関する事項

四 損害評価会に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

行政庁は、模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

第二十二条の二第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

第二十九条第一項中「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

の共済目的の種類については、その定めた区分。

以下「畑作物共済の共済目的の種類等」という。」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条に次の二項を加える。

組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、

同項中「すべての種類の対象農作物等について同項」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。

畑作物共済の共済金額は、農作物に係るもの

にあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。

一 畑作物共済の共済目的の種類等ごとに組合等が農林水産大臣又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事務に応じて区分を定めたとき又は蚕繭に係るも

の目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(大豆その他政令で定める農作物については、百分の八十)に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等ごとに組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目

穫量の合計の百分の八十(てん菜その他政令

で定める農作物にあつては、百分の九十)に相当する数を乗じて得た金額

三 畑作物共済の共済目的の種類等ごとに組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

百二十条の十四第六項中「第一項及び第二項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第八項中「第一項及び第六項」を「第一項及び第二項」に、「第一項中「特定の共済目的の種類(農作物に限る。)につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭に係る春蚕繭、初秋蚕繭及び晚秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等といふ」とあるのは「を「同号中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「畑作物共済の共済目的の種類等(農林水産大臣が、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等)と」とあるのは「畑作物共済の共済目的の種類等(農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十(大豆その他の政令で定める農作物にあつては、百分の二十)を超えた場合に、百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

百二十条の十五第一項中「本條」を「この条」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「百二十条の十二第一項第一号」に改め、同条第六項中「定款等」を「共済規程第一項」から第五項まで削除する。

第一項の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(大豆その他政令で定める農作物については、百分の八十)に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、百二十条の十四第一項第一号に相当する数を乗じて得た金額

等に改める。

百二十条の十六第一項及び第二項を次のように改める。

組合等は、次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量(てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年ににおける当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、百二十条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他の農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の二十(てん菜その他の政令で定める農作物にあつては、百分の十)を超えた場合に、百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

百二十条の十六第三項中「百二十条の十四第八項」を「百二十条の十四第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的

の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量(てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年ににおける当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、百二十条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他の農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の二十(てん菜その他の政令で定める農作物にあつては、百分の十)を超えた場合に、百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

百二十条の十六第三項中「百二十条の十四第八項」を「百二十条の十四第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的

<p>の種類等に係る第百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の百分の二十を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。</p> <p>第百二十条の十八中「当該収穫物又は蚕繭」を「当該収穫物若しくは蚕繭」に改める。</p> <p>第百二十条の二十一及び第百二十条の二十二第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。</p> <p>第百二十条の二十三第一項中「施設区分」を「施設区分」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第三項中「定款等」を「共済規程等」に改める。</p> <p>第百二十条の二十四第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。</p> <p>第百二十条の二十一第一号イ中「農作物通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に、農作物異常責任保険金額を「農作物異常責任保険金額」に改め、同号ロ中「農作物通常責任保険</p>	<p>歩合」を「農作物通常責任保険歩合」に改め、同項第二号の二イ中「収穫通常責任共済金額」を「収穫通常責任共済金額」に、「収穫異常責任共済金額」を「収穫異常責任共済金額」に改め、同号ロ中「収穫責任保険歩合」を「収穫責任保険歩合」に改め、同号ロ中「樹体通常責任共済金額」に、「樹体異常責任共済金額」を「樹体異常責任共済金額」に改め、同項第二号の三イ中「樹体通常責任保険歩合」に改め、同項第四号及び同条第二項中「定款」を「保険規程」に改める。</p> <p>第百二十四条第三項中「左の」を「次の」に、「第一百二十二条第一項但書」を「第一百十二条第二項但書」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第五項中「定款等」を「共済規程等」に改める。</p> <p>第百二十四条第三項中「(疾病又は傷害により支払うものに限る。)」を削り、「第一百十六条第一項但書」を「第一百六条第一項ただし書」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改める。</p> <p>第百二十七条中「定款」を「保険規程」に改める。</p> <p>第百二十九条中「左の」を「次の」に、「責」を「責め」に改め、同条第一号及び第三号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第四号中「因つて」を「よつて」に改め、同条第五号中「払込」を「払込み」に改め、同条第八号中「因つて」を「よつて」に改める。</p> <p>第百二十七条第七号の次に次の二号を加える。</p>
<p>七の二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>第百五十条の二の二を次のように改める。</p> <p>第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十二条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下」と、第八十五条第四項中「成立する第百五十条の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の</p>	<p>「定款」を「共済規程」に改める。</p> <p>第百四十二条の七第三項中「(疾病又は傷害により支払うものに限る。)」を削る。</p> <p>第百四十二条の七第三項中「定款等」を「共済規程等」に、「定款」を「共済規程」に改め、「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」との下に、「保険規程」とあるのは「共済規程」とを加える。</p> <p>第百四十二条の二中「又は定款等」を「定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。</p> <p>第百四十二条の四中「基づいて」を「基づいて」に、「又は定款を」、「定款又は共済規程若しくは保険規程」に、「疑」を「疑い」に改める。</p> <p>第百四十二条の五第一項中「又は定款」を「定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。</p> <p>第百四十三条第二項及び第三項中「定款等」を「共済規程等又は保険規程」に改める。</p> <p>第百四十五条の三中「及び第十一項」、「これら六第二項及び第三項、第百二十条の十四第二項」の規定を「及び」、「第六条第二項、第百二十条の六第二項及び第三項、第百二十条の十四第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。</p> <p>第百四十七条第七号の次に次の二号を加える。</p>
<p>七の二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>第百五十条の二の二を次のように改める。</p> <p>第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十二条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下」と、第八十五条第四項中「成立する第百五十条の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の</p>	<p>「前条」に、「第百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「基準生産金額の九十に相当する金額(以下特定農作物共済限度額という。)」を「特定農作物共済限度額(基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額)を、共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいふ。以下同じ。」に改め、「同条第二項中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。</p> <p>第百五十条の三の四中「及び第二項」を削り、「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「第百五十条の三の二第一項」を「第百五十条の三の二」に改める。</p> <p>第百五十条の三の五第一項を次のように改める。</p> <p>第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十二条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下」と、第八十五条第四項中「成立する第百五十条の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の</p>
<p>を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。</p> <p>第百五十条の三の三第一項中「前条第一項」を「前条」に、「第百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「基準生産金額の九十に相当する金額(以下特定農作物共済限度額といふ。以下同じ。)」を「特定農作物共済限度額(基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額)を、共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいふ。以下同じ。」に改め、「同条第二項中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。</p> <p>第百五十条の三の四中「及び第二項」を削り、「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「第百五十条の三の二第一項」を「第百五十条の三の二」に改める。</p> <p>第百五十条の三の五第一項を次のように改める。</p> <p>第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十二条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下」と、第八十五条第四項中「成立する第百五十条の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の</p>	<p>を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。</p> <p>第百五十条の三の三第一項中「前条第一項」を「前条」に、「第百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「基準生産金額の九十に相当する金額(以下特定農作物共済限度額といふ。以下同じ。)」を「特定農作物共済限度額(基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額)を、共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいふ。以下同じ。」に改め、「同条第二項中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。</p> <p>第百五十条の三の四中「及び第二項」を削り、「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「第百五十条の三の二第一項」を「第百五十条の三の二」に改める。</p> <p>第百五十条の三の五第一項を次のように改める。</p> <p>第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十二条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下」と、第八十五条第四項中「成立する第百五十条の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の</p>

一 畑作物共済の共済目的の種類等」と及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行なう耕地ことに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の六十(政令で定める農作物にあつては、百分の七十)に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等と及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定畑作物共済限度額(基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。)を超えない範囲内において、申し出た金額

前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第一百五十条の六第五項中「第一項」を「第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、「の生産金額」の下に「(当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ。)」を加

え、同条第六項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同条第四項を削る。

第一百五十条の七中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、同条に第一項として次相当する数を乗じて得た金額

組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、第一百一十条の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等と及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量(その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第一百二十条の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引きて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の百分の四十(前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十)を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金額として当該組合員等に支払るものとする。

第一百五十条の八前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、第一百一十条の十八において読み替えて準用する第一百一十二条

え、同条第六項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同条第四項を削る。

第一百五十条の七中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、同条に第一項として次相当する数を乗じて得た金額

組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、第一百一十条の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等と及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量(その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第一百二十条の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引きて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の百分の四十(前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十)を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する

数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金額として当該組合員等に支払るものとする。

第一百五十条の八前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、第一百一十条の十八において読み替えて準用する第一百一十二条

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)以後に農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、改正前の農業災害補償法第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第三十条、第四十三条及び第五十一条第一項の規定にかかわらず、改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十九条、第三十条、第四十三条及び第五十一条第一項の規定によりこれを行わなければならない。

(定款の変更等に関する経過措置)
第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、新法第二十九条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、行政庁(農業共済組合連合会については都道府県知事、農業共済組合連合会については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣をいう。以下同じ。)の認可を受けなければならぬ。

第一項若しくは第二項の「同条」を「同条第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「第一百二十条の十六第一号」を「第一百二十条の十六第一項又は第二項」に改める。

第二農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、総会の議決を経て、新法第三十条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済規程又は保険規程を定め、行政庁の認可を受けなければならぬ。

3 第一項及び前項の認可については、新法第二十五条の規定を準用する。

4 新法第八十五条の六第一項に規定する共済事業を行う市町村は、施行日までに、新法第八十五条の三の二の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済事業の実施に関する条例の変更をし、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、新法第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「定期・共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

6 第一項の認可を受けた定期の変更、第二項の認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四項の認可を受けた共済事業の実施に関する条例の変更は、施行日にその効力を生ずるものとする。

(農作物共済に関する経過措置)

第四条 農作物共済に係る新法第一百五条、第一百六条、第百九条及び第百五十条の三の二から第百五十条の五までの規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等（新法第一百七条第一項ただし書に規定する農業共済組合の合併等をいう。以下同じ。）についての同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「共済規程等」とあるのは、「定期又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（家畜共済に関する経過措置）
第五条 家畜共済に係る新法第八十四条第二項（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第一百十一条、第百十二条の六、第百十三条の九、第百十四条の二、第百十五条第六項、第百十六条第一項、第百二十五条第三項、第一百四十二条の七第三項及び第百五十条の五の十第一項の規定は、施行日以後に共済掛金期間

の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

(果樹共済に関する経過措置)

第六条 収穫共済に係る新法第十三条の三第一項、第八十五条第十一項（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百二十条の二第一項、第百二十条の七六から第百二十条の九まで、第百五十条の五の十三及び第百五十条の五の十四の規定は、平成十七年産（なつみかん及び新法第八十四条第一項第四号の政令で指定する果樹のうち農林水産省令で定めるもの（以下「なつみかん等」という。）にあっては、平成十八年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとし、平成十六年（なつみかん等）にあっては、平成十七年以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等（新法第一百七条第一項ただし書に規定する農業共済組合の合併等をいう。以下同じ。）についての同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「共済規程等」とあるのは、「定期又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（煙作付共済に関する経過措置）
第七条 煙作付共済に係る新法第一百二十条の十一、第二百二十条の十四第一項、第百二十条の六及び第百五十条の六から第百五十条の八まで

の規定は、平成十七年産（なつみかん等）にあっては、平成十七年産（なつみかん等）の農作物及び平成十六年以前の年産の農作物及び平成十六年以前の年産の蚕繭に係る畠作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第九条 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第六十五号）の項中「及び第十一項」、「これらについての新法第一百二十条の七第一項ただし書及び第六項ただし書の規定の適用については、これららの規定中「共済規程等」とあるのは、「定期又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（地方自治法の一部改正）
二依ル補助金を削る。

第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第六十五号）の項中「及び第十一項」、「これらについての新法第一百二十条の七第一項及び第六項及び第三項、第百二十条の十四第一項」を削り、「第百四十三条の二第二項、第百五十条の三の二第一項、第百五十条の五第一項」を削り、「第百四十三条の二第二項、第百五十条の三の二第一項、第百五十条の五第一項」を削り、「第百五十条の六第一項」を「及び第百四十条の二第二項」に改める。

平成十五年四月二十四日 厚生労働委員長 金田 勝年
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的变化に対応し、雇用保険制度の安定的運営を図るため、求職者給付の見直し、就業促進手当の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の引下げ等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律による給付の見直し等により、平成十五年度において約四千百億円の給付の削減が見込まれている。

附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、雇用保険が今後とも雇用のセーフティネットとして、その機能を十分發揮することができるよう制度の安定的運営の確保に努めること。また、雇用の安定確保に向け経済対策に万全を期すとともに、受給者の早期再就職の実現等雇用対策の効果的な実施に努めること。

二、雇用保険制度の本来の趣旨に沿った運営がなされるように、ハローワークにおいて、適切な職業相談・職業紹介等再就職支援機能の一層の強化に努めること。

審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

三、三十五歳以上六十歳未満の雇用保険受給者であつて、倒産、解雇等による離職者について、雇用保険の加入期間が三年以上を要件として、一定期間、受講手当の充実を図ること。

四、公共職業訓練等の複数回受講指示の特例について、これが一層有効に活用され、失業者の再就職促進に資することとなるよう取組を進めること。また、訓練内容については、求職・求人双方のニーズを十分反映したものとなるよう一層の見直しに取り組むこと。

五、私立大学をはじめ未適用の事業所に対する適用促進を強力に進めるとともに、パートタイム労働者の適用等雇用保険制度の適用範囲についての検討に努めること。

六、被保険者資格取得の本人通知の仕組みの改善のほか、被保険者資格の確認手続の周知広報等有効な方策についての検討に努めること。

七、雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不斷の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと。

八、改正雇用保険法等の実施に当たっては、その周知徹底について遺漏なきよう努めること。

九、雇用保険制度の将来的な在り方について早急に検討に着手することとし、検討に当たっては十分な時間をかけて行うとともに、基本手当及び高年齢雇用継続給付の給付水準等に十分留意すること。

十、高年齢者の六十五歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的

な見直しを行うこと。

十一、パートタイム労働者等の雇用保険の加入を促進するため、その適用基準の周知徹底を図ることとともに、事業主に対し指導を行うこと。また、パートタイム労働者が意欲を持ってその有する能力を十分發揮できるようにするため、パートタイム労働対策の進展状況、雇用システムの変化等の動きを見つづけ、法的整備を含む検討を行うこと。

十二、再就職が困難な状況が続いていることからがみ、解雇等によりやむを得ず中途払出しを行ふ場合について、特別な配慮を行ふことができるようになるなど、労働者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための労働者財産形成促進制度の見直しについて検討に努めること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
平成十五年四月十五日

衆議院議長 締貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

第五条に次の二項を加える。

5. 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したことと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行ふものとする。

第十六条第一項中「百分の六十二千五百四十円以上四千二百九十円」を「百分の五十五に、「四千二百九十円以上一万三百七十円」を「四千二百十円以上一千万円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千四百十三円」を「千三百八十八円」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め

第二十条第一項第一号中「第一号イ」を「第一号イイ」に改め

第一条 履用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号を次のように改める。

一 就業促進手当

第十条第四項中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十条の三第一項中「額に」を「額の二倍に」に改め、同条第二項中「事業主が」を「事業主又は職業紹介事業者等」、第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導事業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。)を

行う者(公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。)をいう。以下同じ。)が」に改め、「その事業主」の下に「又は職業紹介事業者等」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とし、第十条の四次に次の二項を加える。

(就職への努力)
第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつゝ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くよう努めなければならぬ。い。

第十五条に次の二項を加える。

5. 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したことと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行ふものとする。

第十八条第一項中「平成十年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条第三項中「一千五百四十円以上四千二百九十九円」を「一千四百七十円」を「一万五千五百八十円」に改め、同号口中「一万七千九百九十九円」を「一万六千八十八円」に改め、同号ハ中「一万六千三百五十円」を「一万四千六百二十円」に改め、同号ニ中「一万四千七百二十円」を「一万三千六百六十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千四百十三円」を「千三百八十八円」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め

千三百二十円」に、「百分の六十まで」を「百分の五十まで」に改め、「一定の割合で」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以

上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千三百二十円以下」

の場合は「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。

第十九条第一項第一号中「千四百十三円」を「千三百八十八円」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め

第二十条第一項第一号中「第一号イ」を「第一号イイ」に改め

め、同項第三号中「同条第三項」を「同条第一項」と改める。

第二十二条第一項各号を次のように改める。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

第二十二条第二項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

第三十二条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十三条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十四条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十五条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十六条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十七条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十八条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

第三十九条第一項各号を次のように改める。

一 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二項を「前項」に改め、同項第一号中「いう」の下に「第五十七条第一項第一号において同じ」と加え、同項第二号中「除く」の下に「第五十一条第二項第一号において同じ」と加え、同項第七条第一項第一号に「同じ」と加え、同項第二項とする。

第二十四条第二項中「就職が」の下に「相当程度に」を加える。

第三十一条中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。

第三十二条第一項第四号中「昭和二十一年法律第一百四十一号」を削る。

第三十三条第三項中「第二十二条第一項第一号イ」を「第二十二条第一項第一号」に改める。

第三十五条第一項中の規定」を削り、「除く。」の下に並びに第五十六条の二第三項第一号イ及び第五十七条第一項第一号に規定する離職に限る。)の規定」を加える。

第三十七条第一項中「第五十六条の二第一項及び」を「第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに」に、「及び第五十六条の二第一項を、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項に、「についてはは」に、「期間」を「期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については、」を「については」に、「期間」として同一の規定による期間とする。)に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに定める日数で掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 五年以上十年未満 百八十日

ハ 五年以上十年未満 百四十日

二十三第三項を削り、同条第三項中「前

第五十六条の二及び第五十七条を次のように改める。

(就業促進手当)

第五十六条の二 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における

同日)の翌日から当該受給資格に係る第二十一条第一項及び第二項の規定による期間(第

三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。)の最後の日までの間に基本手当の支給を受け

ることができることとなる日数をいう。以下同じ)が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者(当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。)、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた

者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。)又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。)であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 受給資格者 特例受給資格者又は日雇受給資格者(第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。)が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当(前項第一号イに該当する者)に係るもの(以下この項において同じ。)の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかるわらず、就業促進手当は、支給しない。

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号イに該当する者 現に職業に就いている日(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とす

とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とす

る。)の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるとき)に限る。)について、第十六条の規定に

官 報 (号 外)

による基本手当の日額(その金額が同条第一項(同条第二項)において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する一万二千二百十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(受給資格に係る離職の日ににおいては、百分の四十五)を乗じて得た額にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額

第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

第一項第二号に該当する者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ 受給資格者 基本手当日額

ロ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項(同条第二項)において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する一万二千二百十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(特例受給資格に係る離職の日においては、百分の四十五)を乗じて得た額にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額

きは、当該金額)

ハ 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付金の日額

4 第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。次項において同じ。）の適用については、当該就業促進手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

5 第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定の適用については、当該就業促進手当の額を基本手当で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。
(就業促進手当の支給を受けた場合の特例)

第五十七条 特定就業促進手当受給者について、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間を超えるときは、当該特定就業促進手当受給者の基本手当の受給期間は、第二十条第一項及び第二項並びに第三十三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

一 就業促進手当(前条第一項第一号に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から再離職(当該就業促進手当の支給を受けた後の最初の離職(新たに受給資格、高年齢受給資格又は特別受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該受

に係る離職を除く。)をいう。次項において同じ。)の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間
イ 二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数

ロ 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第五項の規定により基本手当を支給したものとのみなされた日数を差し引いた日数

二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)

三 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第一項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者は

及び第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。

4 第三十三条第五項の規定は、第一項の規定に該当する受給資格者について準用する。

第六十条第五項中「再就職手当」を「就業促進手当」に、「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の二第四項及び第五項」に改める。

第六十条の二第一項中「五年」を「三年」に改め、同条第四項中「百分の八十」を「百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率」に改める。

第六十一条第一項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「三十九万一千四百八十五円」を「三十五万八百八十円」に改め、同条第五項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同条第六項中「第十七条第四項第一号イ」を「第十七条第四項第一号」に改め、同条第七項中「平成十年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改める。

第六十二条の二第一項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

4 高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる場合において、その者が就業促進手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢

附則第二十三条及び二十四条を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二条第四項中「千分の十五・五」を「千分
の十九・五」に、「千分の十七・五」を「千分
の十一・五」に、「千分の十八・五」を「千分
の二十一・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五
二・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五
から千分の十七・五まで」を「千分の十七・五
から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十
九から千分の二十九まで」と、「千分の十九・五
から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分的
の十七・五から千分の二十一・五まで」と、
「千分の二十九から千分の二十二まで」とあるの
は「千分の十七から千分の二十一まで」と、
「千分の二十九から千分の二十四・五まで」と
あるのは「千分の十八・五から千分の二十一
二・五まで」と、「千分の二十九から千分の二十
四まで」とあるのは「千分の十八から千分の二
十一まで」とする。

第三十一条第一項中「前条第三項又は第四項
を「前条第一項又は第三項」に改め、同条第一項
中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。
第三十五条第三項中「第十条の三第三項」を
「第十条の四第三項」に改め、同条第四項中「第
十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改め
とする」に改め、同条第三項を削り、同条第四
項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第五項中「前二項」を「第一項及び
前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十一条第一項中「前条第三項又は第四項
を「前条第一項又は第三項」に改め、同条第一項
中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十五条第三項中「第十条の三第三項」を
「第十条の四第三項」に改め、同条第四項中「第
十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改め
とする。

附則第二条第一項中「附則第三条第一項」を
「附則第一条第一項」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条中「附則第二
十二条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、
同条を附則第八条とし、同条の次に次の一条を
加える。

(雇用保険率に関する暫定措置)
第九条 平成十七年三月三十日までの間にお
ける第十二条第四項、第五項及び第八項の規
定の適用については、同条第四項中「千分の
九・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の
十五から千分の十九・五まで」を「千分の十
九・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の
二十一・五まで」を「千分の十九から千
分の二十三まで」に、「千分の十六・五から千
分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五」と、
「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十
九・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは
「千分の二十一・五」と、「千分の二十二・五」と
あるのは「千分の二十一・五まで」とある。
第十二条第一項中「死亡又ハ」を「又ハ」に改
める。

第九条第一項の次に次の二項を加える。
社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ
依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶
所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ對
シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介
事業者等(船員職業安定法昭和二十三年法律
第一百三十号)第三十四条第一項ノ規定ニ依リ
許可ヲ受ケテ船員職業紹介事業ヲ為ス者若ハ
職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)
第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ
業トシテ船員職業安定法第六条第三項ニ規定
スル職業指導(船員ノ職業ニ就カントスル者
の十八・五から千分の二十二・五まで」と
ある。

第三十条第一項中「のを原則とする」を「もの
四項」を「第三十条第一項及び第三項」に改め
る。

第三十条第一項中「のを原則とする」を「もの

し、同条第八項中「千分の十七・五から千分
の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・
五から千分の十九・五まで」と、「千分の十七
から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十
九から千分の二十九まで」と、「千分の十九・五
から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分的
の十七・五から千分の二十一・五まで」と、
「千分の二十九から千分の二十四・五まで」と
あるのは「千分の十八・五から千分の二十一
二・五まで」と、「千分の二十九から千分の二十
四まで」とあるのは「千分の十八から千分の二
十一まで」とする。

第三十一条第一項中「前条第三項又は第四項
を「前条第一項又は第三項」に改め、同条第一項
中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。
第三十五条第三項中「第十条の三第三項」を
「第十条の四第三項」に改め、同条第四項中「第
十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改め
とする。

第三十一条第一項中「前条第三項又は第四項
を「前条第一項又は第三項」に改め、同条第一項
中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十五条第三項中「第十条の三第三項」を
「第十条の四第三項」に改め、同条第四項中「第
十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改め
とする。

附則第二条第一項中「附則第三条第一項」を
「附則第一条第一項」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条中「附則第二
十二条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、
同条を附則第八条とし、同条の次に次の一条を
加える。

(船員保険法の一部改正)
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「死亡又ハ」を「又ハ」に改
める。

第九条第一項の次に次の二項を加える。
社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ
依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶
所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ對
シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介
事業者等(船員職業安定法昭和二十三年法律
第一百三十号)第三十四条第一項ノ規定ニ依リ
許可ヲ受ケテ船員職業紹介事業ヲ為ス者若ハ
職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)
第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ
業トシテ船員職業安定法第六条第三項ニ規定
スル職業指導(船員ノ職業ニ就カントスル者
の十八・五から千分の二十二・五まで」と
ある。

第三十条第一項中「のを原則とする」を「もの

四項」を「第三十条第一項及び第三項」に改め
る。

第三十条第一項中「のを原則とする」を「もの

ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為
スモノニ限ル若ハ職業安定法第四条第四項

ニ規定スル職業指導(職業ニ就カントスル者
ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為
スモノニ限ル)ヲ為ス者(地方運輸局ノ長(運
輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ一二於
テ之ニ同ジ)、船員雇用促進センター(船員の
雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二
年法律第九十六号)第七条第一項ニ規定スル
船員雇用促進センターワ(以下ニ同ジ)及
公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除
クヲ謂フ以トニ同ジ)ニ対シ本法ノ施行ニ
必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシム
ルコトヲ得

第二十五条第三項中「船舶所有者ガ」を
「船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ」
に改め、「其ノ船舶所有者」の下に「事業主、
職業紹介事業者等」を加える。

第三十三条ノ二第二項第四号を次のように改
める。

第三十三条ノ二第二項ノ二ノ二を第三十三条ノ二ノ三と
し、第三十三条ノ二の次に次の二項を加える。
第三十三条ノ二ノ二、求職者等給付(就業促進
手当ヲ除ク)ノ支給ヲ受クル者ハ必要ニ応ジ
職業ノ能力ノ開発及向上ヲ図リツツ誠實且熱
心ニ求職活動ヲ行フコトニ依リ職業ニ就カント
セント努ムベシ

第三十三条ノ四第一項中「事務所ヲ含ム」の下
に「第三十三条ノハノヲ除キ」を加える。

第三十三条ノ八ノ二を第三十三条ノ八ノ三と
し、第三十三条ノ八の次に次の二項を加える。

報 (号外)

第三十三条ノハノ二 失業ノ認定ハ厚生労働省
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ認定ヲ受ケントスル
者ガ求人者ニ面接シタルコト、地方運輸局ノ
長、船員雇用促進センター、公共職業安定所
其ノ他ノ職業安定機関若ハ職業紹介事業者等
ヨリ職業ヲ紹介サレ又ハ職業ノ指導ヲ受ケタ
ルコト其ノ他求職活動ヲ行ヒタルコトヲ確認
シタル上之ヲ行フモノトス

八 五年以上十年未滿 百八十日

第三十三條ノ十二ノ第一項中「特定受給資格者ハ」を「特定受給資格者トハ」に、「何レカニ」を「一二」に、「トス」を「ヲ謂フ」に改め、同項第一号中「謂フ」の下に「第三十三條ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ」を加え、同項第一号中「除ク」の下に「第三十三條ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ」を加える。

第三十三條ノ十三第一項中「就職」の下に「ガ
相当程度ニ」を加える。

1

二 二十年以上 百五十日
二 十年以上二十年未滿 百一十日

三 一年以上十年未滿 九十日
四 一年未滿 五十日

第三十三條ノ十二ノ第一項中第二号の下に「乃至第四号」を加え、「トシ第三号ニ掲グル

本支店新規開拓者二件テハ十年トノを削リ 同
項第三号中「百八十日」を次ノイ又ハロニ掲グ
ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定
ムル日数」に改め、同号ヲに次のように加える。

イ 十年以上 百八十日

五年以上十年未滿一百一十日

第三十二条ノ十二ノ二第一項第三号を同項第

号」とし、同項第二号中「四十五歳」を「三十五

の次に次の二号を加える。

二 基準日ニ於テ三十五歳以上四十五歳未満

ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ハニ掲グ

ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハ二定ムル日数

イ 二十年以上 二百七十四日
ロ 十年以上三十年未満 二百四十四日

者ニ好シテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ從ヒ必要アリト認ムルトキニ之ヲ支給ス

二 厚生労働省令ヲ以て定ムル安定シタル職業ニ就キタル者ニシテ次号ニ該當セザルモノナルコト
業ニ就キタル者ナルコト
失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項第二号ニ規定スル安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以て定ムル期間内ノ就職ニ付就業促進手当(同号ニ該當スル者ニ係ルモノニ限リ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ
就業促進手当ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル額トス
一 第一項第一号ニ該當スル者 現ニ職業ニ就ケル日(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ヨリ)当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日ガ在ルトキニ限ル)ニ付第三十三条ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額(其ノ額ガ雇用保険法第五十六条の二第三項第一号ニ規定スル基本手当日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額以下本条ニ於テ失業保険金日額ト称ス)ニ十分ノ三ヲ乗シテ得タル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)
二 第一項第二号ニ該當スル者 失業保険金日額ニ支給残日数ニ相当スル日数(其ノ日

数ガ四十五日ニ満タザルトキハ四十五日
二十分ノ三ヲ乗ジテ得タル数ヲ乗ジテ得タ
ル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ
之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アル
キハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)
第一項第一号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手
当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ
付テハ當該就業促進手当ノ額ヲ失業保険金日
額ヲ以テ除シテ得タル日数ニ相当スル日数分
ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス
第三十三条ノ十五ノ二の次に次の一条を加え
る。
第三十三条ノ十五ノ三 特定就業促進手当受給
者ニ付第一号ニ掲タル期間ガ第二号ニ掲タル
期間ヲ超ユルトキハ當該特定就業促進手当受
給者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三
条ノ第十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ
規定ニ依ル期間ニ當該超ユル期間ヲ加ヘタル
期間トス
一 就業促進手当(前条第一項第二号ニ該当
スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之
ニ同ジ)ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベ
キ資格ニ係ル離職ノ日ノ翌日ヨリ再離職
(当該就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル後ノ
最初ノ離職(雇用保険法第四条第二項ニ規
定スル離職ヲ含ミ新ニ失業保険金ノ支給ヲ
受クベキ資格ヲ取得シタル場合ニ於ケル当

官 報 (号 外)

該資格ニ係ル離職ヲ除クヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジノ日迄ノ期間ニ二次ノイ及ロニ
イ 二十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省
掲グル日数ヲ加ヘタル期間
ロ 当該就業促進手当ニ係ル職業ニ就キタ
ル日ノ前日ニ於ケル支給残日数ヨリ前条
第五項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ア
リタルモノト看做サレタル日数ヲ差引キ
タル日数
一 当該職業ニ就クコトナカリシモノトシタ
ル場合ニ於ケル当該失業保険金ノ支給ヲ受
クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及
第二項ノ規定ニ依ル期間
第一項ノ規定ニ依ル期間
前項ノ特定就業促進手当受給者トハ就業促進
手当ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ再離職ノ日ガ
当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ
受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及
第二項ノ規定ニ依ル期間内ニ在リ且左ノ各号
ノ一二ニ該當スルモノヲ謂フ
一 再離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者
若ハ事業主ノ事業ニ付發生シタル倒産又ハ
当該船舶所有者若ハ事業主ノ事業ノ縮小若
ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省
令ヲ以テ定ムルモノ
二 前号ニ定ムルモノノ外解雇其ノ他ノ厚生
労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタ
ル者
第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ
受クベキ者ニ付テハ第三十三条ノ十三第一項
中「第三十二条ノ十第一項及第二項」トアルハ
「第三十三条ノ十五ノ三第一項」トス

リ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル期間ノ最後ノ日迄ノ間二失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日数ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジガ百日」に改め、同条第二項中「百六十日」を「三百日」に改め、同条に次の二項を加える。

高齢再就職給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ同一ノ就職ニ付就業促進手当(第三十三条ノ十五)ノ二第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキ場合ニ於テ其ノ者ガ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタルトキハ高齢再就職給付金ハ之ヲ支給セズ高齢再就職給付金ノ支給ヲ受ケタルトキハ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ第三十六条第五項中「第十七条第四項第一号口」を「第十七条第四項第一号」に、「考慮シ前項」を「考慮シ、前項」に改める。

第五十二条ノ二第一項第四号を次のように改める。

四 船員職業安定法第二十一条(第二項但書ヲ除ク)又ハ職業安定法第二十条(第二項但書ヲ除ク)ノ規定ニ該当スル船舶又ハ事業所ニ紹介セラレタルトキ

第五十二条ノ三第三項中「超エタル」を「超ユル」に改め、同条第五項を次のように改める。

第三十三条ノ十五ノ三第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ニ之ヲ準用ス

第五十八条第一項中「再就職手当」を「就業促進手当」に改める。

第六十八条第六号中「第九条第一項(同条第三項)を第九条第三項(同条第四項)に改める。
第六十九条ノ三第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

雇用及失業ノ状況ヲ參照シ政令ヲ以て定ムル
日迄ノ間失業保険金ノ支給ヲ受ケバキ者ニシ
テ三十五歳以上六十歳未満ナルモノニ対スル
第三十三条ノ十二第二項ノ規定ノ適用ニ付テ
ハ同項中「政令ヲ以て定ムル基準ニ照シ当該
職業ノ補導」トアルハ「三十五歳以上六十歳未
満ノ者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタル
モ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラ
シムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者
ト認ムルモノ(其ノ者ガ受クル当該職業ノ補
導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル)
又ハ政令ヲ以て定ムル基準ニ照シ前項ノ規定
ニ依ル職業ノ補導」ト、「同項」トアルハ「第四
項」トス

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施
行する。

(返還命令等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)前にした偽りその他不正の行為により失業
等給付の支給を受けた者に対するその失業等給
付の全部又は一部を返還すること又はその失業
等給付の額に相当する額以下の金額を納付する
ことの命令については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の雇用保険法以
下「雇用保険法」という。)第十条の四第二項の

規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等について適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対するその失業等給付の支給を受けた者と連帶して失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をするとの命令については、なお従前の例による。

險法等の一部を改正する法律(平成十五年法律
第一号。次項において「改正法」という。)附
則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同
条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあ
るのは「改正法第一条の規定による改正前の第
十七条第四項」とする。

4 当の受給資格者とみなして第十六条から第十八
条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改
正する法律(平成十五年法律第
号)附則第
三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」
とする。

旧雇用保険法第五十六条の二第一項の規定に
より支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法
第五十七条第一項の規定により支給を受けた常

〔雇用保険の就業促進手当の給付制限に関する規定〕と、同条第一項中「特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者」とは、再就職手当と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「改正法附則第八条第五項」の規定により読み替えて適用する第五十七条第一項」とする。

(第三条 受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。
(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)
第四条 旧受給資格者に係る新雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。
(傷病手当の日額に関する経過措置)
第五条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額につ

第八条 新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等(以下この項において「受給資格者等」という。)に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職

用就職支度金は、新雇用保険法第五十六条の二
第二項の規定の適用については、同条の規定に
より支給を受けた就業促進手当とみなす。

施行日前に安定した職業に就くことにより旧
雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による
再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行
日において当該職業に就いている者について
は、新雇用保険法第五十六条の二第一項第一号
口に該当する者に係る就業促進手当の支給を受

第九条 施行日前に安定した職業に就いた旧受給資格者に係る新雇用保険法第六十条の規定による給付制限については、なお従前の例による。
(雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十条 施行日前に新雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいづれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

いては、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかるわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

支度金の支給については、なお従前の例によ
る。

けたものとみなして、新雇用保険法第五十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは

(高年齢雇用継続給付に関する経過措置)
第十一條 六十歳に達した日(その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)
第六条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。
(特例一時金の額に関する経過措置)

合においては、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日

「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中就業促進手当(前条第一項第一号)に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。」)とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)。以下この

場合にあつては、同号に該当しなくなつた日)が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお從前の例による。

第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保

数を新雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十一条の二の規定を適用する。

条において「改正法」という。第一条の規定による改正前の第五十六条の二の規定による再就職手当(以下この条において「再就職手当」という。)と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第五十六条の二

3 保険者となつた旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用について

は、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第三条の規定によりなほ從前の例によることとされた賃金日額」とする。

(雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置)

新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者に対しては、適用しない。

第十二条 育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)以下この項における「改正法」という。)附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第十三条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)以下この項において「改正法」という。)附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(労働保険料に関する経過措置)

第十四条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という)附則第九条の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(船員保険の就業促進手当等の支給に関する経

過措置) 第十八条 新船員保険法第三十三条ノ十五ノ一の規定は、施行日以後に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する第三条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第三十三条ノ十五ノ二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める一般保険料額表により計算することができる。(新船員保険法第二十五条ノ三の規定による徴収金に関する経過措置)

法(以下「新船員保険法」という)第二十五条ノ三第一項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者、事業主又は職業招工事業者等について適用し、同日前に虚偽

措置(一)

美経外事審査等について適用し 同日前に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者に対する

第十三条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対

徴収金を納付すべきことの命令については、な

する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とある

(失業保険金の所定給付日数に関する経過措置)

の「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号。以下この項において

第十七条 失業保険金の支給を受けることができ
る資格に係る離職の日が施行日前である当該失

「改正法」という。)附則第三条に規定する旧受給

業保険金の支給を受けることができる者(以下

資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

(船員保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置)

受給者」とあるのは「特定再就職手当」受給者」と、同項第一号中「就業促進手当」(前条第一項第
二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ
於テ之ニ「同ジ」とあるのは「雇用保険法等の一部
を改正する法律(平成十五年法律第 号以
下本条ニ於テ改正法ト称ス)第三条ノ規定ニ依
ル改正前ノ前条ノ規定ニ依ル再就職手当(以下
本条ニ於テ単ニ再就職手当ト称ス)と、「当該就
業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、
「前条第五項」とあるのは「改正法第三条ノ規定
ニ依ル改正前ノ前条第四項」と、同条第二項中
「特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当」と
あるのは「特定再就職手当受給者トハ再就職手
当」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再
就職手当」と、同条第三項中「第三十三条ノ十五
ノ三第一項」とあるのは「改正法附則第十八条第
四項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第三十三条ノ
十五ノ三第一項」とする。

て新船員保険法第三十四条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日)が施行日前である被保険者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧船保受給資格者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

3 新船員保険法第三十五条第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者に対する経過措置)

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第二十一条 新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成十五年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成十五年度に係る国庫の負担額については、同項中「高齢求職者給付金」とあるのは、「高齢求職者給付金及雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)第三条ノ規定二依ル改正前ノ第三十三条ノ十五ノ一ノ規定ニ依ル再就職手当」とする。

(国家公務員退職手当法の一改正)

第二十二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条 第二項」に改め、同条第十項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

第十一条第一項中「第五十七条」を「第五十六条

官 報 (号 外)

厚生年金保険法の一部改正

二を削り、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があるときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の

第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という)第十条第十項第四号及び第十三項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第十項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する

前条の規定によることとされた者及び同条第二項の規定により高齢再就職給付金の支給についてな

お従前の例によることとされた者に係る前条

の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十

条の六の規定の適用については、なお従前の

例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の五第一項中「百分の六十四」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百

分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第一号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条第七項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 附則第十一條第一項の規定により高齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の五第一項中「百分の六十四」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第一号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十九条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

の四第二項に規定する職業紹介事業者等をいふ。以下同じ。)に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新規納付をすることの命令については、なお従前の例による。

退職手当法第十条第十四項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 附則第十一條第一項の規定により高齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の五第一項中「百分の六十四」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十九条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三十一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三十二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三十三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の六第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の

六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

(租税特別措置法の一部改正)

第二十七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の七第一項中「附則第二十三項」を「附則第二十五項」に改め、同条第二項中「附則第二十四項」を「附則第二十六項」に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「附則第二十五項」に改め、同条

に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改定する。

附則第十二条の八の三第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第十二条の八の三第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

なれど前項の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十六条の三の規定の適用については、

組合法附則第十二条の八の三の規定の適用について、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十八号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三十条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五号)の一部を次のように改定する。

附則第十五条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第四項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条第五項中「第二十二条第二項第一号イ」を「第二十二条第二項第一号イイ」に、「三十歳以上」と、「上六十歳未満」とあるのは「三十歳以上」と、「百分の七十五」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 附則第十二条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十六条の三の規定の適用については、

なれど前項の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十六条の三の規定の適用については、

七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の三第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号を同法第二十三条第一項第一号及び第二項第一号に改め

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となつた旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十六条の三の規定の適用について

は、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十八号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第三十六条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改定する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

2 平成十五年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)及び徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とあるのは「徴収法第十二条第四項」とある。

第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)及び徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)とある。

4 平成十六年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法第十二条第五項又は第七項」とある。

第四項とあるのは「徴収法第十二条第五項又は第七項」とある。

とあるのは「徴収法第十二条第五項又は第七項」とある。

前項の政令で定める日までの間は、雇用勘

め、同条第三項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改

附則第十条及び第十一條を削る

め、同条第五項第一号中「百分の八十五」を「百
分の二十二」と改める。

分の十五】に改める

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正に伴う経過措置)

第三十八条 経済社会の急速な変化に対応して行 に関する法律の一部改正)

る。 条第一項に規定する各延長給付の支給」を削除。

定資金から当該不足分を補足することができ
る。

前の例による、二二二された者及び同様第一二類の

規定により高年齢再就職給付金の支給について

特例措置に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十八号)以下「特例法」という。)の一部を次のよ

なお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改

うに改正する。
第二条中「第二十四条第一項、」及び、「同法第
二十四条第一項中「政令で定める基準」とあるの
法第二十八条の規定による同条第一項に規定す
る各延長給付に関する調整、施行日前に前条の
規定による改正前の特例法第三条の規定の適用

正する法律附則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

二十四条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「中高年齢者であつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練による改正前の特別法第三条の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給及び施行日前にされた船員保険法第三十三条ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付

雇用保険の被保険者となつた旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十九条の規定の適

ず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認めたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、なお従前の例による。
（独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改

一部改正する法律附則第二条の規定の適用については、同条第八項中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)
たもの(その者が受ける)公共職業訓練等の其間の合計が二年を超えないものに限る。又は政令で定める基準」とを削る。

第三条中「、第三十三条ノ十三第二項」及び

第四十条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)の一部を次のように

「日額」とあるのは雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金

第三条中「第三十二条ノ十三第二項」及び「同法第三十三条ノ十三第二項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「中高年齢者ニシテ当該

とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)附則第三条の規定」。第一項の規定は、第一項の規定が該当する場合に、第一項の規定による改正の適用を受けることとするものである。

附則第二十三条の二十一 労働保険特別会計法
附則第二項の改正規定中「附則第二項を次のように改める」を附則第六項中「附則第六項」を

定によりなお従前の例によることとされた賃金
額とする。

「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とし、
附則第二項から第五項までを一項ずつ繰り下
げ、付則第一項について二つ二項とすることに
テレモニニ限レヌハ改合ノ以テ三ハレま進
受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下
ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ(其ノ者ガ

(雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

ナルモノニ限ル)又ハ政令ヲ以テ定ムル基準」とを削る。
附則第三条中「夫助日以前を「及び夫助日

三十七条 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中、「失効日以前」を「及び失効日以前」に改め、「及び失効日以前にされた雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する定を削る。
(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、こ

第四十一条 この附則に規定するもののほか、こ

日程第一 本州四国連絡橋公團の債務の負担の輕減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

名

日程第三 高速自動車国道及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

阿南	一成君	阿部	正俊君
愛知	治郎君	青木	幹雄君
荒井	正吾君	有馬	朗人君
有村	治子君	泉	信也君
市川	一朗君	入澤	肇君
岩井	國臣君	岩城	光英君
岩永	浩美君	上野	公成君
魚住	汎英君	小野	清子君
尾辻	秀久君	大島	慶久君
大野つや子君	景山俊太郎君	太田	豊秋君
加治屋義人君	金田勝年君	狩野	紀文君
加納時男君	河本英典君	加藤	安君
岸宏一君	佐々木知子君	柏村	武昭君
沓掛哲男君	佐藤泰三君	鷗井	郁夫君
鴻池祥肇君	佐藤十朗君	木村	仁君
小泉顯雄君	昭子君	近藤	正幸君
河岸弘成君	達雄君	小林	溫君
河岸直君	孝雄君	久世	公堯君
河岸公平君	田浦田中君	国井	昭郎君
斎藤十朗君	田中直紀君	佐藤	剛君
斎藤新君	田村耕太郎君	斎藤	
清水嘉与子君		桜井	
椎名一保君		滋宣君	
鈴木政二君			
田村耕太郎君			

伊達忠一君 武見敬三君月原茂皓君
中島鶴保唐介君
中曾根弘文君
西銘順志郎君
仲道俊哉君
野沢太三君
南野知恵子君
服部三男雄君
日出英輔君
藤井基之君
真鍋賢二君
松谷蒼一郎君
松村龍二君
森山三浦
宮崎秀樹君
森田次夫君
山下裕君
山内俊夫君
山崎正昭君
吉田博美君
若林正俊君
魚住裕一郎君
風間昶君
沢たまき君
高野博師君
鶴岡洋君
浜田卓二郎君
日笠勝之君

段本	竹山
常田	幸男君
享詳君	裕君
中原	義雄君
中島	真人君
中川	野上浩太郎君
西田	爽君
野間	赳君
橋本	聖子君
林	芳正君
福島啓史郎君	保坂
三藏君	舛添
要一君	要一君
岩夫君	溝手
政司君	森下
恒雄君	森元
哲朗君	矢野
力君	山崎
英利君	山下
一大君	山本
吉村剛太郎君	荒木
清寛君	加藤
修二君	木庭健太郎君
一良君	浜四津敏子君
訓弘君	和夫君
弘友	遠山
白浜	清彦君

福本 潤一郎君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
高橋紀世子君
本岡 昭次君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
海野 徹君
江本 孟紀君
小川 敏夫君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣 佳丈君
佐藤 泰介君
小林 元君
佐藤 雄平君
佐藤 充君
谷 博之君
千葉 良充君
辻 景子君
内藤 泰弘君
中島 正光君
羽田雄一郎君
平田 健二君
福田 章夫君
藤原 正司君
本田 哲郎君
良一君

松井	堀	藤井	朝日	山下	松
井和	長谷川	信田	俊弘君	栄一君	あきら君
利和	清君	邦雄君			
孝治					
君					

官 報 (号 外)

平成十五年四月二十五日 参議院会議録第二十号 投票者氏名

日程第四 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一九九名

円より子君
築瀬 進君
山下八洲夫君
山本 孝史君
若林 秀樹君
井上 哲士君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
西山登紀子君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
田村 秀昭君
平野 春子君
島袋 宗康君
森 ゆうこ君
大田 昌秀君
又市 征治君
黒岩 宇洋君
中村 敦夫君
阿南 一成君
愛知 治郎君
荒井 正吾君

市川	有村	治子君
岩井	一朗君	
國臣君	秀久君	
大野つや子君	汎英君	
扇	千景君	
加藤	紀文君	
狩野	安君	
柏村	武昭君	
龜井	郁夫君	
木村	仁君	
久世	公堯君	
国井	正幸君	
小林	温君	
近藤	剛君	
佐藤	昭郎君	
斎藤	滋宣君	
桜井	新君	
清水嘉与子君		
椎名	一保君	
鈴木	政二君	
関谷	勝嗣君	
田中	直紀君	
田村耕太郎君		
竹山		
常田		
段本		
中島		
中原		
義雄君		
真人君		
爽君		

入澤	泉
岩城	光英君
上野	肇君
小野	信也君
大島	慶久君
太田	豐秋君
河本	加治屋義人君
岸	加納時男君
金田	景山俊太郎君
勝年君	河本英典君
沓掛	宏一君
小泉	哲男君
鴻池	顯雄君
斎藤	祥肇君
佐々木	泰三君
佐藤	千知子君
山東	昭子君
清水	達雄君
陣内	孝雄君
世耕	弘成君
田浦	君
田村	直君
武見	敬三君
伊達	公平君
中島	茂皓君
月原	庸介君
鶴保	啓文君
仲道	俊哉君

西田 吉宏君
野上 浩太郎君
野間 起君
橋本 福島啓史郎君
林 芳正君
保坂 三藏君
佐藤 聖子君
高嶋 櫻井 佐藤 小林 木俣 神本美恵子君
良充君 充君 幸平君 泰介君 元君 佳丈君
岡崎トミ子君 江本 孟紀君 伊藤 基隆君
今泉 海野 小川 敏夫君
伊藤 浅尾慶一郎君
山下 英利君
山本 一大君
吉村剛太郎君
矢野 恒雄君
森元 哲朗君
山崎 力君
溝手 要一君
松田 岩夫君
松山 政司君
大添 顯正君

野沢	太三君	南野知恵子君
服部	三男雄君	英輔君
日出	藤井	基之君
真鍋	松谷蒼一郎君	
賢二君	松村	龍三君
	三浦	一水君
	宮崎	秀樹君
	森田	次夫君
	森山	裕君
	山内	俊夫君
	山崎	正昭君
	山下	善彦君
	吉田	博美君
	若林	正俊君
	朝日	俊弘君
	池口	修次君
	岩本	司君
	江田	五月君
	大塚	耕平君
	小川	勝也君
	勝木	健司君
	川橋	幸子君
	郡司	道夫君
	佐藤	東君
	齊藤	彰君
	高橋	千秋君
	樺葉賀津也君	

谷林 正昭君
角田 義一君
直嶋 正行君
信田 邦雄君
堀 利和君
藤井 俊男君
峰崎 孝治君
松井 康和歌子君
柳田 直樹君
山根 稔君
和田ひろ子君
魚住裕一郎君
風間 祐君
沢 たまき君
高野 博師君
鶴岡 洋君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
森本 晃司君
島袋 宗康君
山本 正和君
大田 昌秀君
又市 征治君
黒岩 宇洋君

五八

官 報 (号 外)

日程第六
エネルギー等の使用の合理化及び再生
資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時
措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対
策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

贊成者氏名

(内閣提出、衆議院送付)

島袋	田村	秀昭君	宗康君
西岡	武大君	高橋紀世子君	田名部匡省君
平野	達男君	平野貞夫君	
松岡	満壽男君	広野ただし君	
山本	正和君	森ゆうこ君	
大脇	雅子君	渡辺秀央君	
福島	瑞穂君	大田昌秀君	
大渕	絹子君	又市征治君	
椎名	素夫君	黒岩宇洋君	
西川	きよし君	中村敦夫君	
		本岡昭次君	
名			
○名			
一三五名			
阿南	一成君	阿部正俊君	
愛知	治郎君	青木幹雄君	
荒井	正吾君	有馬朗人君	
有村	治子君	泉信也君	
市川	一朗君	入澤肇君	
岩井	國臣君	光英君	
岩永	浩美君	上野清子君	
魚住	汎英君	公成君	
尾辻	秀久君		

反対者氏名

名

太田	豊秋君	加治屋義人君
加納	時男君	
景山俊太郎君		
金田	勝年君	河本
		英典君
岸	宏一君	岸
沓掛	哲男君	沓掛
小泉	顯雄君	小泉
鴻池	祥肇君	鴻池
佐々木知子君		佐々木知子君
佐藤	泰三君	佐藤
斎藤	十朗君	斎藤
山東	昭子君	山東
陣内	達雄君	陣内
清水	孝雄君	清水
田浦	弘成君	田浦
田村	直君	田村
伊達	敬三君	伊達
武見	公平君	武見
月原	忠一君	月原
鶴保	茂皓君	鶴保
中島	啓雄君	中島
仲道	庸介君	仲道
西銘順志郎君	弘文君	西銘順志郎君
野沢	太三君	野沢
南野知恵子君		南野知恵子君
藤井	英輔君	藤井
日出	基之君	日出

保坂	舛添 要一君	森下 博之君	溝手 顯正君	松田 岩夫君	松山 政司君
三藏君	反対者氏名	吉村剛太郎君	山崎 力君	矢野 哲朗君	森元 恒雄君
今泉	伊藤 基隆君	荒木 清賀君	山下 英利君	山本 吉村剛太郎君	山本 一大君
昭君	西川きよし君	加藤 修一君	白浜 一良君	木庭健太郎君	遠山 清彦君
	松 あきら君	統 訓弘君	浜四津敏子君	高橋紀世子君	山本 香苗君
	渡辺 孝男君	弘友 和夫君	山口那津男君	山本 正和君	山本 正和君
	高橋紀世子君				

真鍋 賢一君	松谷 葦一郎君	松村 龍二君	宮崎 宮崎
朝日 俊弘君	松岡 満壽男君	三浦 一水君	秀樹君
池口 修次君	岩本 范名	森田 次夫君	裕君
岩本 司君	岩本 素夫君	山内 俊夫君	吉田 善彦君
		山崎 正昭君	若林 博美君
		山下 善彦君	吉田 正俊君
		風間 裕君	魚住裕一郎君
		沢 たまき君	浜田 良二郎君
		高野 博師君	鶴岡 洋君
		日笠 勝之君	福本 潤一君
		森本 晃司君	山下 栄一君
		山本 保君	岩本 范名
		岩本 范太君	岩本 范太君

海野 江本 孟紀君
岡崎トミ子君 神本美恵子君
木俣 佳丈君 小林 元君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
櫻井 充君 高嶋 良充君
辻 谷 千葉 博之君
内藤 正光君 景子君
中島 章夫君 泰弘君
藤原 正司君 羽田雄一郎君
福山 哲郎君 平田 健二君
中島 章夫君 本田 良一君
円 より子君 篠瀬 進君
山下八洲夫君 小池 晃君
井上 哲士君 岩佐 恵美君
若林 孝史君 池田 幸義君
秀樹君

江田	小川	勝也君
大塚	川橋	耕平君
勝木	郡司	健司君
興石	佐藤	幸子君
齊藤	齊藤	道夫君
樺葉賀津也君	高橋	彭君
千秋君	正昭君	東君
谷林	角田	
櫻子君	直嶋	
正行君	信田	
長谷川	義一君	
清君	邦雄君	
廣中和歌子君	利和君	
藤井俊男君	孝治君	
柳井	直樹君	
峰崎	稔君	
山根	隆治君	
和田ひろ子君	滿治君	
薬科	靖夫君	
市田	忠義君	
井上	美代君	
緒方	智子君	
富桿	親司君	
小泉	練三君	

日程第ノ農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

贊助者曰名

阿部	青木	有馬	幹雄君	正俊君
岸	岩城	朗人君	信也君	
沓掛	上野	光英君	肇君	
	大島	公成君		
	小野	清子君		
	太田	慶久君		
	豐秋君			
	加治屋義人君			
河本	景山俊太郎君			
金田	勝年君			
加納	時男君			
岸	宏一君			
沓掛	哲男君			
	英典君			

近藤	小林	国井
佐藤	滋宣君	正幸君
齊藤	昭郎君	溫君
桜井	新君	剛君
清水嘉与子君	一保君	
鈴木政二君	鈴木政二君	
関谷勝嗣君	勝嗣君	
田中直紀君	直紀君	
田村耕太郎君	耕太郎君	
竹山裕君	裕君	
常田幸男君	幸男君	
中原享詳君	享詳君	
西田義雄君	義雄君	
中島真人君	真人君	
中原爽君	爽君	
中川吉宏君	吉宏君	
野上浩太郎君	浩太郎君	
野間赴君	赴君	
橋本聖子君	聖子君	
林芳正君	芳正君	
福島啓史郎君	啓史郎君	
森下溝手君	溝手君	
松田保坂君	保坂君	
松山三藏君	三藏君	
森元顯正君	顯正君	
矢野恒雄君	恒雄君	
哲朗君		

小泉 鴻池 祥鑑君
佐々木知子君
斎藤 十朗君
佐藤 泰三君
山東 昭子君
清水 達雄君
陣内 孝雄君
田浦 弘成君
世耕 直君
田村 公平君
伊達 忠一君
中島 武見
月原 敬三君
鶴保 廣介君
中曾根 弘文君
仲道 俊哉君
西銘順志郎君
野沢 啓雄君
南野知惠子君
服部三男雄君
日出 英輔君
藤井 基之君
松村 真鍋
松谷蒼一郎君
宮崎 賢二君
森田 一水君
次夫君
俊夫君

山下	山崎	山本	英利君	力君
築瀬	伊藤	江本	太一郎君	
進君	基隆君	孟紀君	吉村剛太郎君	
元	今泉	小川	敏大君	
山本	海野	岡崎トミ子君	神本美恵子君	
孝史君	徹君	木俣	佳文丈君	
下八洲夫君	江本	佐藤	雄平君	
山本	江本	佐藤	泰介君	
	高嶋	櫻井	充君	
	辻	谷	良充君	
	内藤	千葉	博之君	
	中島	羽田雄	景子君	
	平田	正光君	泰弘君	
	福山	章夫君		
	藤原	正司君		
	本田	健二君		
	良一君			
	哲郎君			

反対者氏名

田名部匡省君	高橋紀世子君	平野貞夫君	広野ただし君
森ゆうこ君	渡辺秀央君	福島瑞穂君	西川きよし君
大渕椎名君	大渕絹子君	素夫君	井上哲士君
小池辰美君	小池幹幸君	岩佐恵美君	池田
大門実紀史君	大門晃君	大沢	名

田村	松岡滿壽男君
西岡	秀昭君
平野	武夫君
大田	達男君
山本	正和君
又市	昌秀君
黒岩	征治君
中村	宇洋君
本岡	敦夫君
	昭次君

六〇

官 報 (号 外)

平成十五年四月二十五日 参議院会議録第二十号 投票者氏名

參議院會議錄第二十号

投票者氏名

官 報 (号 外)

[参照]

四月二十四日議長において、左のとおり議席を指定した。

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

一五八	中島 章夫君
一五五	榛葉賀津也君
一五六	ブルネン マルティ君
一五七	信田 邦雄君
一六一	辻 泰弘君
一六二	大塚 耕平君
一六三	松井 博之君
一六四	鈴木 寛君
一六七	谷 千秋君
一六八	藤原 正司君
一七〇	神本 美恵子君
一七五	海野 徹君
一七六	福山 哲郎君
一七八	郡司 充君
一七七	櫻井 彰君
一七八	岩本 修次君
二二〇	若林 隆治君
二二六	池口 木俣君
二二七	内藤 浅尾慶一郎君
二二八	秀樹君
二二三	正光君
二二三	佳丈君
二三三	羽田雄一郎君

官 報 (号外)

平成十五年四月二十五日 参議院会議録第二十号

六四

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京一 独立番都五 四号港区八 行政法人虎ノ門四 國立印刷局二 自四五丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 一三〇円)